

## 2 東京都における子供・子育て支援の状況

これまでみてきた状況に対応するため、都は、様々な施策を展開してきました。ここでは、現在、都が取り組んでいる子供・子育て施策の実施状況について概観します。

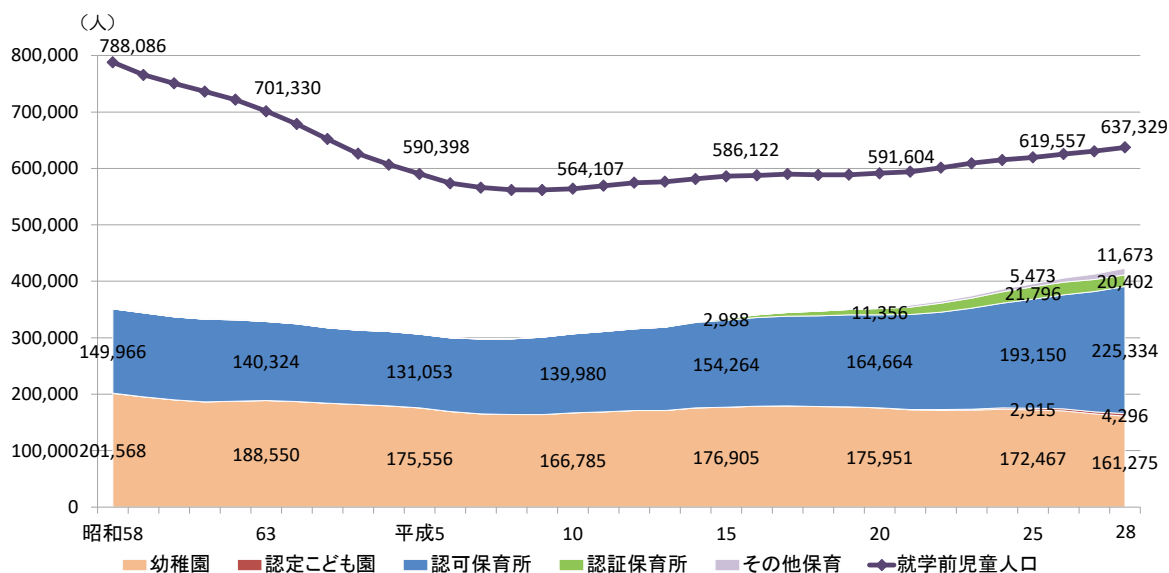
### 第2章

### 東京の子供と家庭をめぐる状況

#### (1) 幼稚園・保育サービスの利用状況

- 過去30年間の教育・保育施設等の利用状況の推移を見ると、幼稚園の利用児童数が緩やかに減少する一方、保育施設等の利用児童数は増加しています。

図表47 幼稚園・保育施設等の利用状況の推移



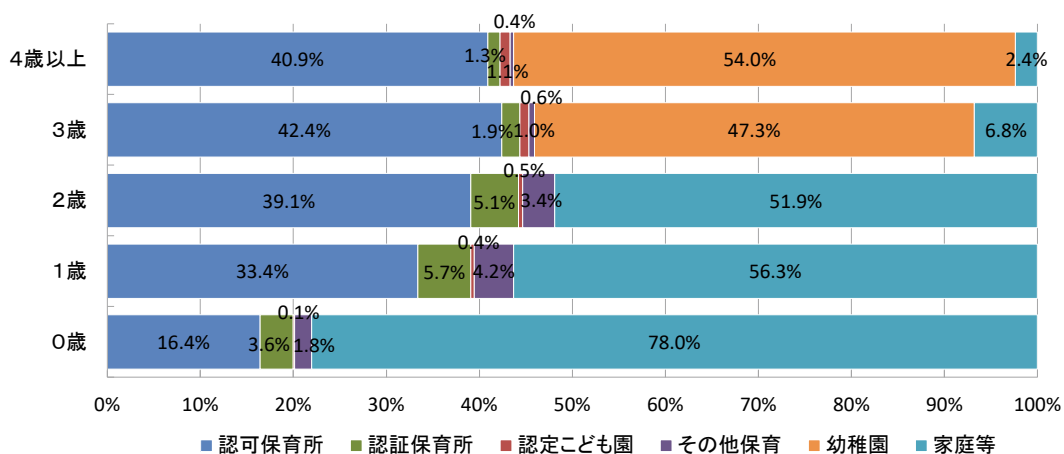
注：幼稚園は各年5月1日現在、認可保育所、認証保育所、認定こども園及びその他保育は各年4月1日現在、就学前児童数は各年1月1日現在

注：認定こども園の利用児童数は、幼保連携型及び幼稚園型を利用する保育を必要とする子の合計

資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（各年1月1日現在）、東京都総務局「学校基本調査報告」、東京都福祉保健局

- 都における教育・保育施設等の年齢別利用状況を見ると、3歳で幼稚園の利用割合が47.3%、4歳以上では54.0%となります。

図表48 教育・保育施設等の年齢別利用状況（平成28年）



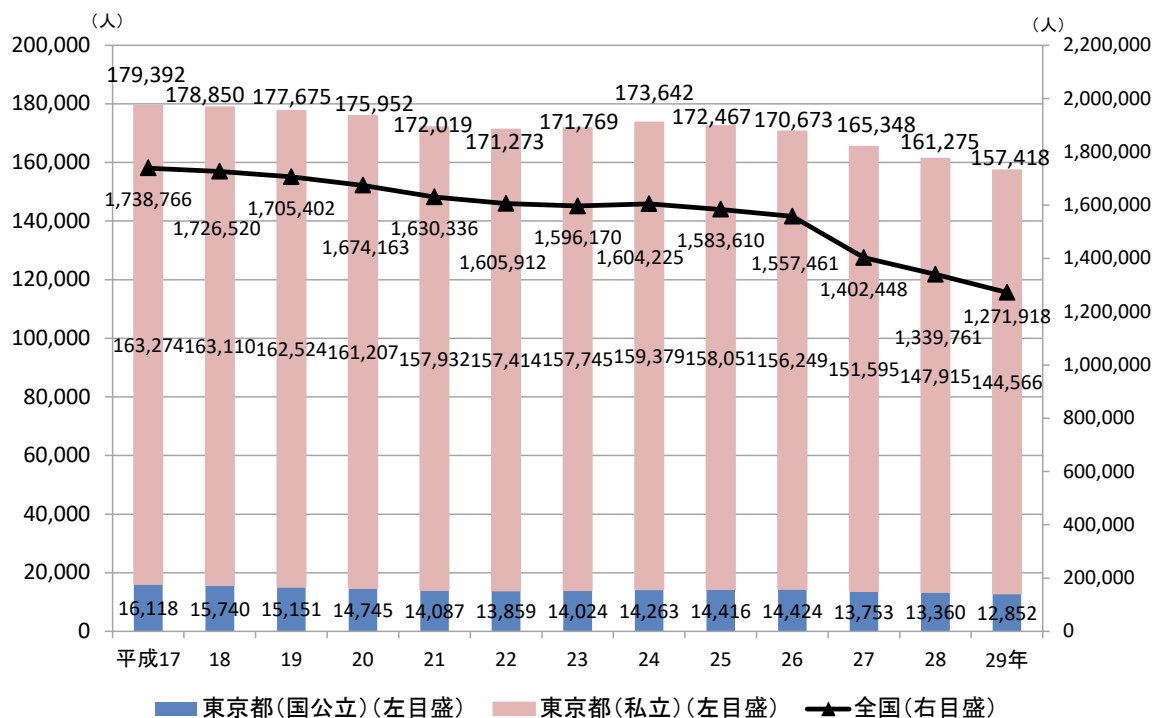
資料：東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（平成28年1月1日現在）、東京都総務局「学校基本調査報告」、東京都福祉保健局

## (2) 幼稚園の状況

### ア 在園児数

- 東京都の幼稚園の状況について見ると、在園児数は、平成23年に増加に転じましたが、平成25年から再び減少しています。全国の在園児数は、減少傾向が続いています。

図表49 幼稚園児数（全国・東京都）

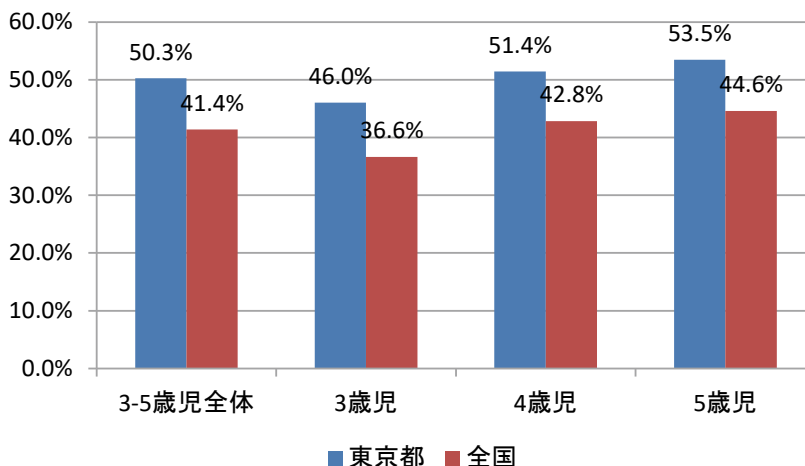


資料：文部科学省「学校基本調査」、東京都総務局「学校調査基本報告」

### イ 就園率

- 東京都の3～5歳児童の幼稚園就園率は50.3%であり、いずれの年齢においても全国の就園率より高くなっています。

図表50 年齢別幼稚園就園状況（平成29年）

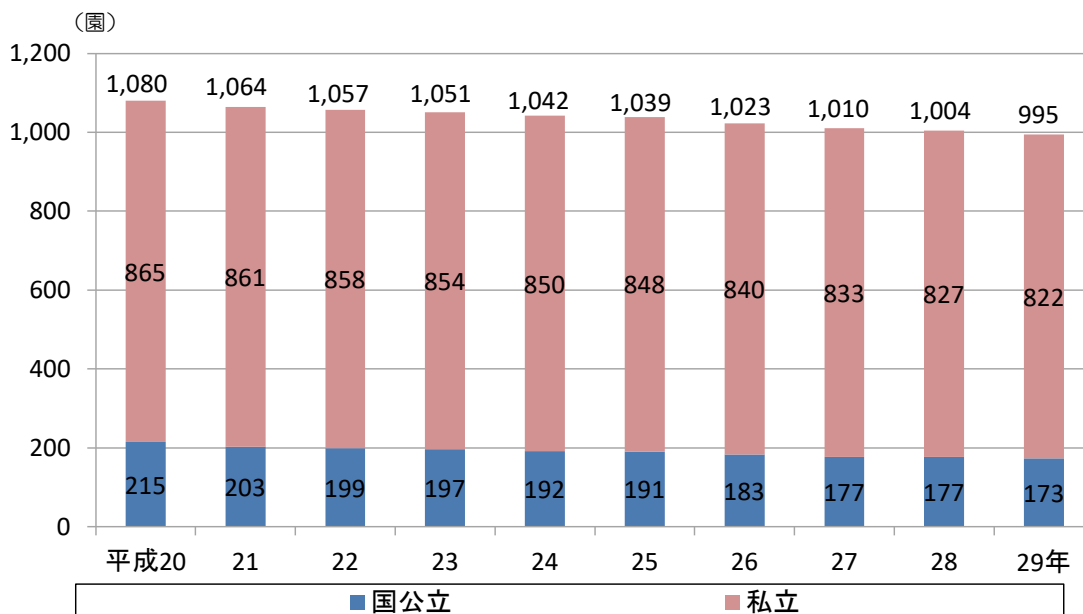


注：全国は、平成28年10月現在の年齢別人口（総務省「人口推計」と平成29年5月1日現在の園児数（文部科学省「学校基本調査」）より算出  
 資料：総務省「人口推計」、文部科学省「学校基本調査」、東京都総務局「学校基本調査報告」、東京都教育庁「教育人口等推計報告書」

### ウ 幼稚園数

- 東京都の幼稚園数は徐々に減少しています。

図表51 幼稚園数（東京都）

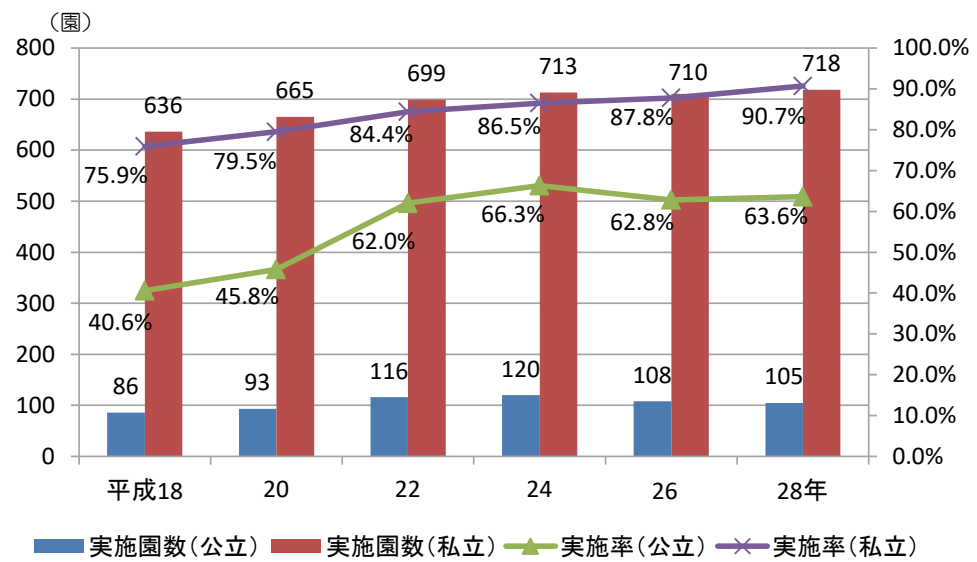


注：幼稚園数は、休園している園も含む。  
 資料：東京都総務局「学校基本調査報告」

## エ 預かり保育

○ 預かり保育とは、教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動のことです。東京都においては、公立で約6割、私立で約9割の幼稚園が預かり保育を実施しています。

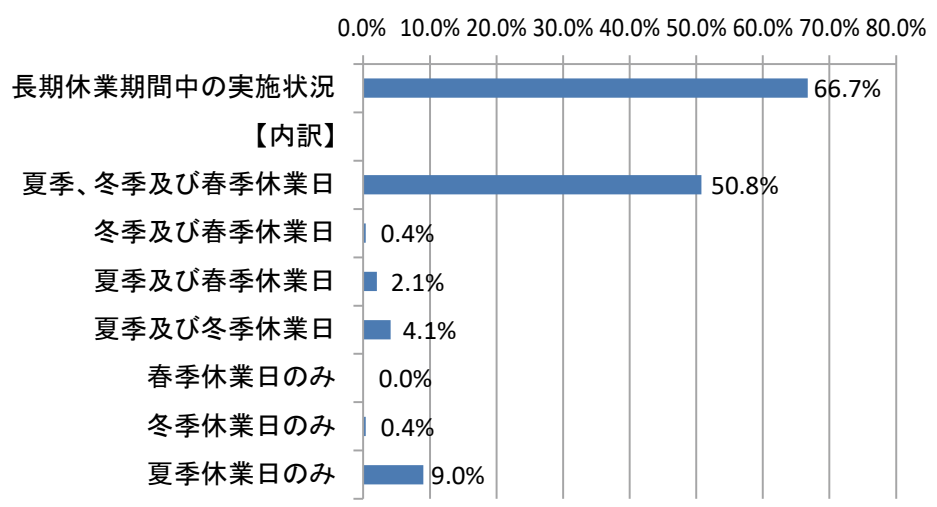
図表52 預かり保育実施状況



資料：文部科学省調査「幼児教育に係る実態調査」

○ 長期休業期間中の預かり保育の実施状況を見てみると、平成28年の実施率は66.7%であり、夏季、冬季及び春季休業日のいずれも実施している割合は50.8%となっています。

図表53 長期休業期間中の預かり保育実施状況（平成28年）

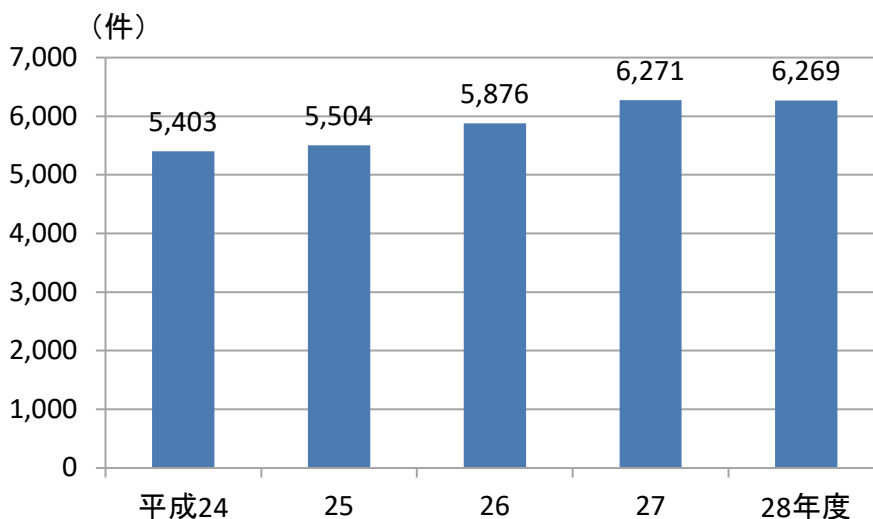


資料：文部科学省調査「幼児教育に係る実態調査」

### オ 幼稚園教諭免許状授与件数

- 東京都教育委員会が授与した幼稚園教諭免許状の件数は、5,500件から6,000件前後で推移しています。

図表54 幼稚園教諭免許状授与状況（東京都教育委員会授与分）

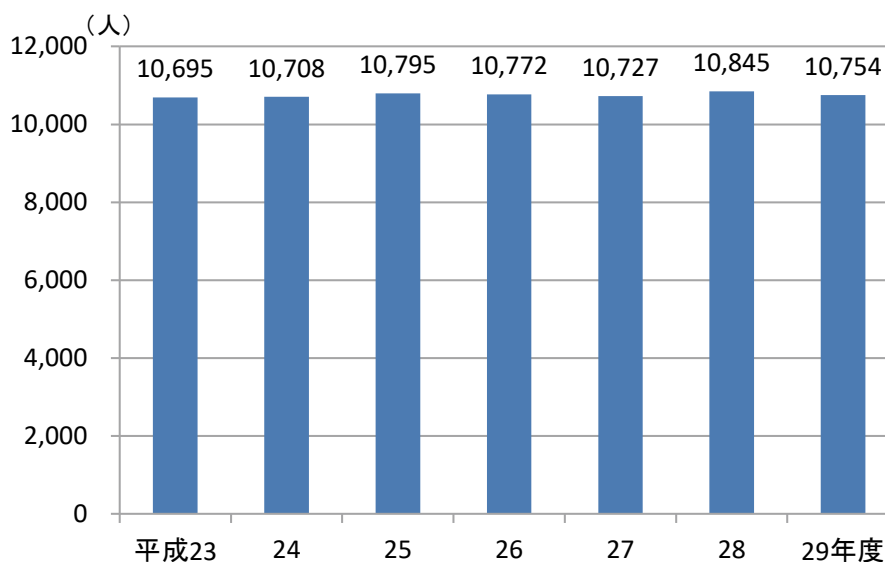


注：東京都教育庁の報告数  
資料：文部科学省「教員免許状授与件数等調査」

### カ 教員数

- 東京都の幼稚園の教員数（本務教員数）は、1万700人前後で推移しています。

図表55 教員数（東京都）



注：本務者のみを計上  
資料：東京都総務局「学校基本調査報告」

### (3) 保育サービスの状況

#### ア 保育ニーズの状況

##### (保育サービスの利用状況)

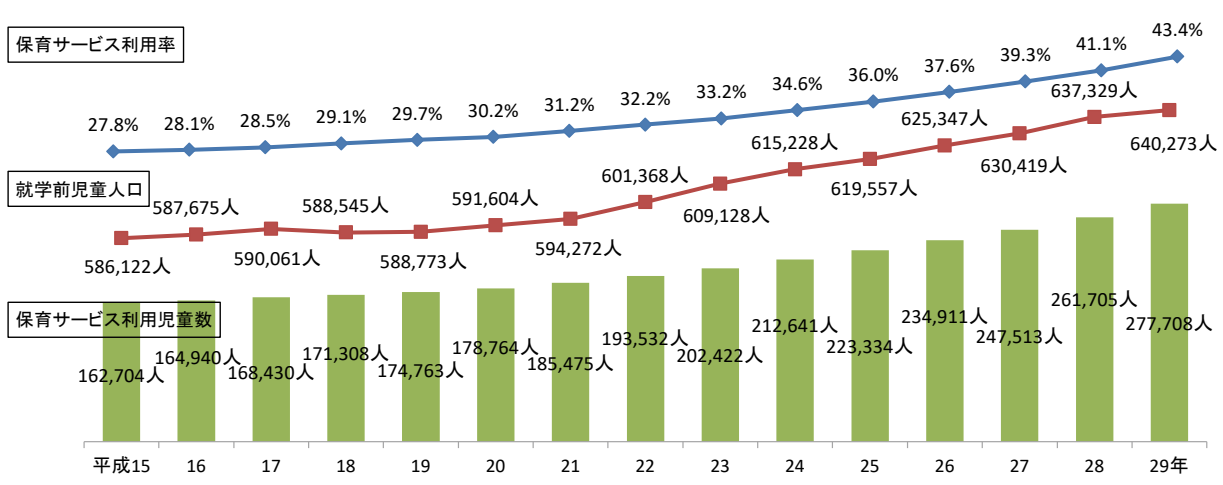
- 都における平成29年4月の状況をみると、0歳児の約2割、3歳未満の児童の約4割が保育サービス（認可保育所や家庭的保育など国の制度のほか、認証保育所など都の保育施策や区市町村による単独保育施策を含む。）を利用してしています。
- 保育サービスの利用児童数は、平成29年4月現在で277,708人、就学前児童人口に対する比率（利用率）は、43.4%となっています。保育サービス利用児童数、利用率ともに年々増大してきています。

図表56 認可保育所と認証保育所の利用状況（平成29年4月）

	認可保育所	認証保育所
定員	247,105人	21,418人
利用児童数	239,709人	19,169人
定員充足率	97.0%	89.5%

資料：東京都福祉保健局

図表57 保育サービス利用児童数等（東京都）



資料：東京都福祉保健局

##### (待機児童の状況)

- 保育を必要としているにもかかわらず、保育サービスを利用できない児童を、待機児童といいます。
- 都内の待機児童数は、平成20年度に増加に転じ、その後、7,000人台から8,000人台を推移しています。
- 都は、平成27年3月の本計画の策定に際し、平成29年度末までの待機児童解消を目指して、国の安心こども基金の活用に加え、区市町村や保育事業者の負担を軽減する都独自の支援を行うとともに、多様な設置主体の参入を促すため、株式会社や

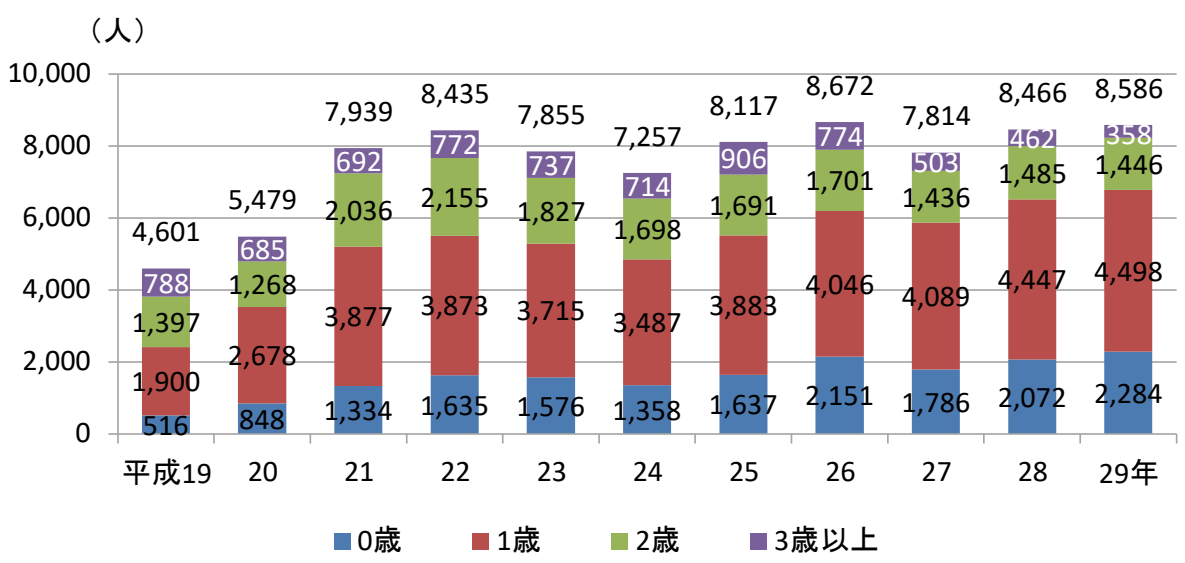
NPO法人などが行う施設整備に対する独自補助を実施し、保育サービスの拡充を進めてきました。

- その結果、保育サービス利用児童数は年々増加し、平成29年4月1日現在、保育サービス利用児童数の対前年比は16,003人増となり、本計画の策定以降の2年間で、3万人を超える増加となりました。
- しかし、保育サービスの利用率も年々上昇しているため、平成29年4月1日現在の待機児童数は8,586人となっています。
- このような状況の中、都は、平成28年9月に、「待機児童解消に向けた緊急対策」を取りまとめ、平成28年12月に策定した「2020年に向けた実行プラン」において、平成28年4月1日から平成31年度末までの4年間で保育サービス利用児童数を7万人増やすことを目標としました。
- 平成29年9月には、「待機児童解消に向けた追加対策」を取りまとめ、平成30年1月の「3つのシティ」の実現に向けた政策の強化」において、平成29年4月1日から平成31年度末までの3年間で保育サービス利用児童数を6万人増やすことを新たな目標とし、さらなる保育サービスの拡充を進めています。
- 待機児童を解消していくためには、顕在化している待機児童だけでなく、今後の保育ニーズの動向（潜在的ニーズ）を踏まえ、引き続き積極的に保育サービスを拡充していく必要があります。

#### 【待機児童】

- 平成26年度までは、保育所の利用を希望する保護者が区市町村に認可保育所の入所を申し込み、入所要件を満たしているにもかかわらず、保育を利用できない児童を待機児童といたしました。
- 平成27年度以降は、保育の必要性の認定（2号又は3号）がされ、特定教育・保育施設（認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。）又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、保育を利用できない児童を待機児童といたします。
- さらに、平成29年度から待機児童の取扱いが変更され、保護者が育児休業中の場合に、復職に関する確認ができる場合には待機児童数に含めることとされました。平成29年度は従前の取扱いにより集計することも可能とされましたが、平成30年4月からは全ての自治体が新たな取扱いで集計することとされています。

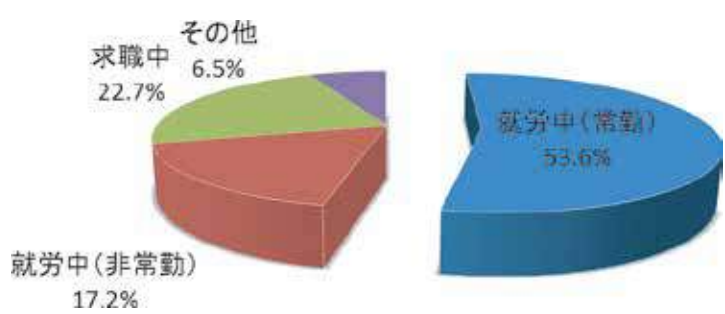
図表58 都内の待機児童数（各年4月1日現在）



資料：東京都福祉保健局

- 待機児童の約9割は、0～2歳児が占めています。また待機児童の保護者の状況を見ると、パートタイム労働者や求職中が約4割を占めています。

図表59 待機児童の保護者の状況（平成29年）



資料：東京都福祉保健局

**イ 多様な保育サービス**

- 都は、これまで、保育の実施主体である区市町村による、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育など、地域の実情に応じた多様な保育サービスの整備を支援してきました。
- また、都市化の進展や核家族化、ライフスタイルや就労形態の多様化等する中、実施主体である区市町村が、延長保育や夜間保育、病児保育など、ニーズに応じたきめ細かい保育の提供を行うよう、支援する必要があります。
- 待機児童を解消するためには、保育サービスの量の拡充だけでなく、ニーズのミスマッチを防ぐことが必要です。



図表60 保育サービス種別ごとの利用児童数 各年4月1日現在

	認可 保育所	認証 保育所	認定 こども園	家庭的 保育事業	小規模 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業	定期利用 保育事業	企業主導 型保育	区市町村 単独施策	合 計
平成22年度	172,797	15,744	1,375	1,455				12		2,149	193,532人
23年度	178,955	17,399	1,880	1,646				206		2,336	202,422人
24年度	185,263	20,065	2,365	1,866				588		2,494	212,641人
25年度	193,150	21,796	2,915	2,027				817		2,629	223,334人
26年度	202,008	22,608	3,304	2,394	676			932		2,989	234,911人
27年度	213,259	21,616	3,289	1,847	2,943	96	6	711		3,746	247,513人
28年度	225,334	20,402	4,296	1,945	4,496	256	15	799		4,162	261,705人
29年度	239,709	19,169	5,331	1,902	6,132	420	75	955	69	3,946	277,708人

資料：東京都福祉保健局

図表61 多様な保育サービスの実施状況 各年度補助事業実績

	保育所数	延長保育実施保育所数		休日保育実施 保育所数
		(夜間保育を含む。)	うち2時間以上延長	
平成21年度	1,705施設	1,373施設	264施設	52施設
22年度	1,740施設	1,445施設	281施設	56施設
23年度	1,800施設	1,538施設	337施設	56施設
24年度	1,855施設	1,621施設	394施設	61施設
25年度	1,915施設	1,717施設	448施設	62施設
26年度	2,019施設	1,831施設	561施設	61施設
27年度	2,184施設	2,008施設	639施設	65施設
28年度	2,342施設	2,221施設	757施設	63施設

	一時預かり 利用児童数	定期利用保育 利用児童数	障害児保育		病児・病後児	
			保育所数	児童数	実施区市	施設数
平成21年度	354,887人	—	1,298施設	3,517人	44か所	93施設
22年度	371,729人	14,581人	1,279施設	3,520人	45か所	103施設
23年度	421,876人	72,549人	1,288施設	3,632人	47か所	109施設
24年度	441,346人	152,420人	1,288施設	3,727人	48か所	117施設
25年度	495,993人	196,582人	1,391施設	3,942人	49か所	118施設
26年度	548,958人	218,913人	1,467施設	4,331人	49か所	126施設
27年度	1,025,666人	166,409人	1,587施設	4,659人	48か所	133施設
28年度	1,371,255人	165,757人	1,651施設	4,902人	48か所	134施設

資料：東京都福祉保健局

## ウ 保育士

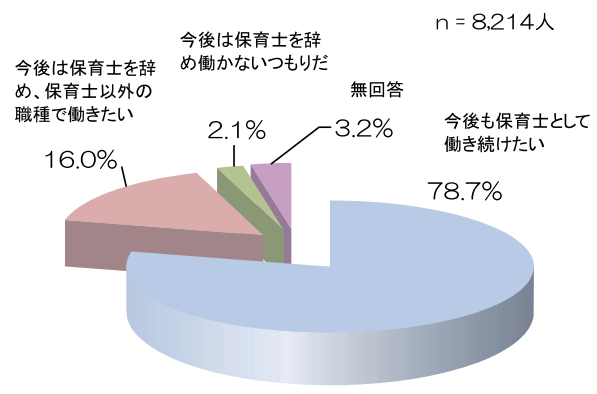
- 待機児童解消に向け、保育サービスの拡充を進める上で、保育人材の確保は極めて重要です。
- ここ数年の新規の保育士登録者数は、5,000人から9,000人前後で推移し、増加傾向にあります。登録簿記載者数も増加していますが、資格を有していても保育以外の分野に就業している方や退職して働いていない方も多く、こうした潜在保育士の活用も課題となっています。
- 平成25年度に実施した東京都保育士実態調査結果によると、現在保育に従事している保育士のうち約2割が退職の意向をもっています。退職意向の理由は、「給料が安い」、「仕事量が多い」、「労働時間が長い」など、勤務条件に関わるものが高い割合を示しています。

図表62 保育士登録数

	新規登録者数	登録簿記載者数
平成21年度	5,135人	79,585人
22年度	5,080人	84,663人
23年度	5,320人	89,982人
24年度	5,812人	95,792人
25年度	5,899人	101,691人
26年度	6,707人	108,398人
27年度	7,831人	116,227人
28年度	8,869人	125,094人

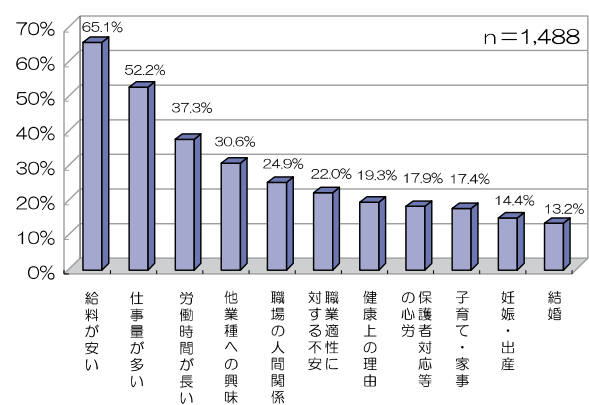
資料：東京都福祉保健局

図表63 現任保育士の就業継続に関する意識 (平成25年)



資料：東京都福祉保健局「東京都保育士実態調査」

図表64 退職を考えている現任保育士の退職意向理由 (平成25年)



資料：東京都福祉保健局「東京都保育士実態調査」

## エ 質の確保及び向上

- 保育サービスは、児童に対する保育の実施にとどまらず、保護者に対する支援や、良質な保育環境によって、子供のより良い育ちに資するものでなくてはなりません。
- そのため、保育サービスの量的拡充とともに、保育の質の確保・向上を図る必要があります。
- 保育人材の資質向上のための研修の受講促進、適切な指導監督、第三者評価の受審の促進のほか、事故が発生した場合の再発防止の取組が重要です。

## オ 保育ニーズ実態調査

- 東京都は、平成29年度に、子育て世代の都民の保育・子育て支援サービスの利用意向等を把握するため、「保育ニーズ実態調査」を実施しました。

### ○概要

#### 1 目的

子育て世代の都民の保育・子育て支援サービスの利用意向等の最新の調査結果を都や区市町村の施策展開に活用する。

#### 2 調査対象・期間

##### (1) 都民調査

就学前児童（0～5歳の児童）がいる世帯 約38,000世帯

※23区+待機児童数が50人以上の17市=計40区市

○第1弾（約26,000世帯）8月25日～9月8日

○第2弾（約12,000世帯）9月11日～9月25日

##### (2) 企業調査

子育てサポートに力を入れている都内民間企業 200社

○8月14日～9月5日

※別途12月～1月にヒアリングを実施

#### 3 調査方法

郵送による通知、インターネットによる回答及び企業ヒアリング

#### 4 回収数・率

##### (1) 都民調査

回収数：13,114      回収率：34.36%

##### (2) 企業調査

回収数：51              回収率：25.5%

ヒアリング：5社

○ ポイント1 利用実態

1 回答者の属性

回答者の主要な属性は、以下の通りです。

調査回答者の子供の年齢分布 (%)						子供から見た回答者の続柄 (%)		
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	父親	母親	その他
19.2	17.7	17.5	16.3	15.4	13.9	34.7	65.1	0.1

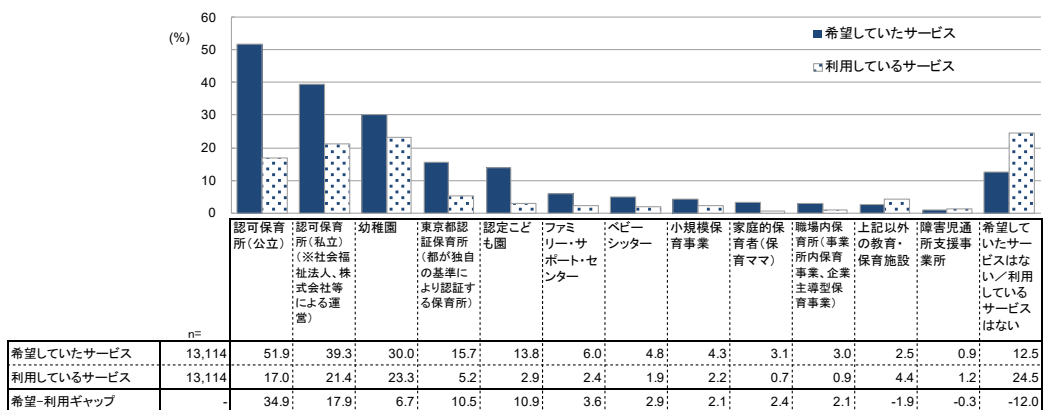
  

回答者の年齢平均	
回答者が父親	回答者が母親
38.3歳	36.4歳

2 希望していた教育・保育サービスと利用実態（複数回答）

利用希望が多いのは、「認可保育所(公立)」(51.9%)、「認可保育所(私立)」(39.3%)、「幼稚園」(30.0%) の順となっており、いずれも実際に利用しているサービスと差があります。

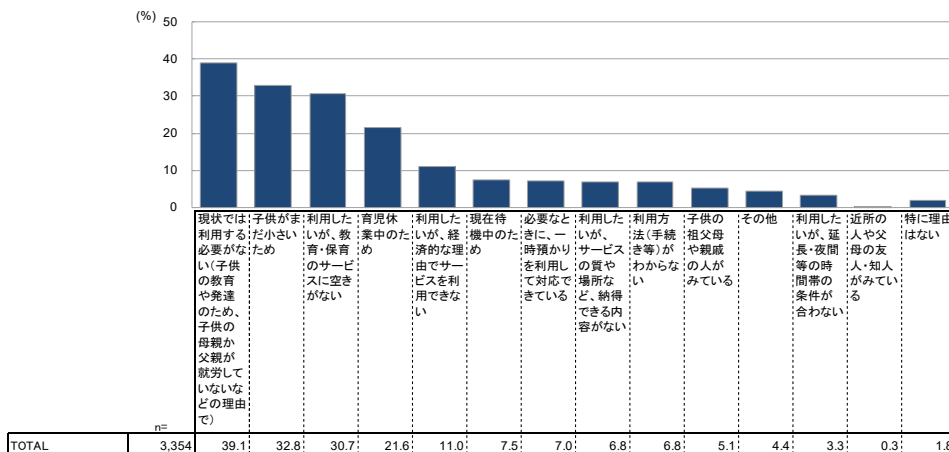
図表65 利用を希望していたサービスと利用サービス比較



3 教育・保育サービスを利用していない理由（複数回答）

教育・保育サービスを利用していない理由は「現状では利用する必要がない」(39.1%)、「子供がまだ小さいため」(32.8%)、「利用したいが、教育・保育のサービスに空きがない」(30.7%) の順となっています。

図表66 教育・保育サービスの非利用理由



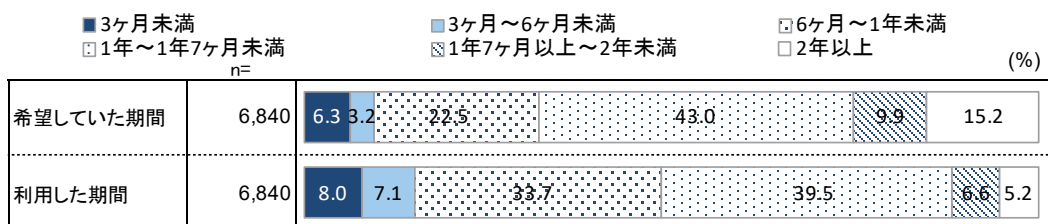
○ ポイント2 育児休業

1 希望していた期間と、実際に取得した期間

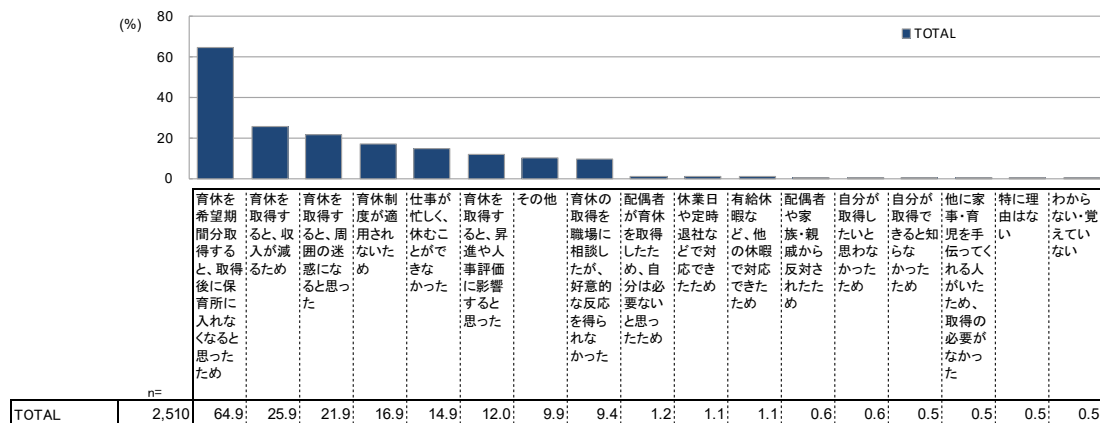
育児休業の取得者について、希望していた期間と実際に取得した期間を聞いたところ、1年以上を希望していた人の割合が68.1%であるのに対し、利用期間が1年を超えた人は51.3%となっています。1年7ヶ月以上の取得を希望していた人は25.1%で、実際に取得した割合は11.8%となっています。

育児休業取得期間が、希望よりも短い理由は「希望期間取得すると、取得後に保育所に入れなくなるといったため」(64.9%)、「収入が減るため」(25.9%)、「周囲の迷惑になるといった」(21.9%)の順となっています。

図表67 育児休業 希望していた期間と、実際に利用した期間【母数：育児休業利用者】



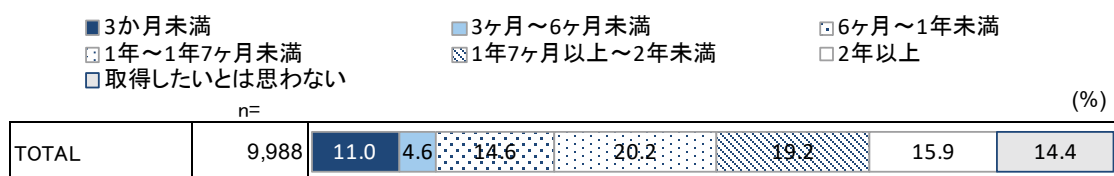
図表68 育児休業の取得期間が希望期間よりも短い理由（複数回答）【母数：育児休業利用者】



2 育児休業が2歳まで延長可能となった場合の取得意向

子供が2歳になるまで育児休業が取得できるようになった場合の取得意向は、1年以上は55.3%、1年7ヶ月以上は35.1%となっています。

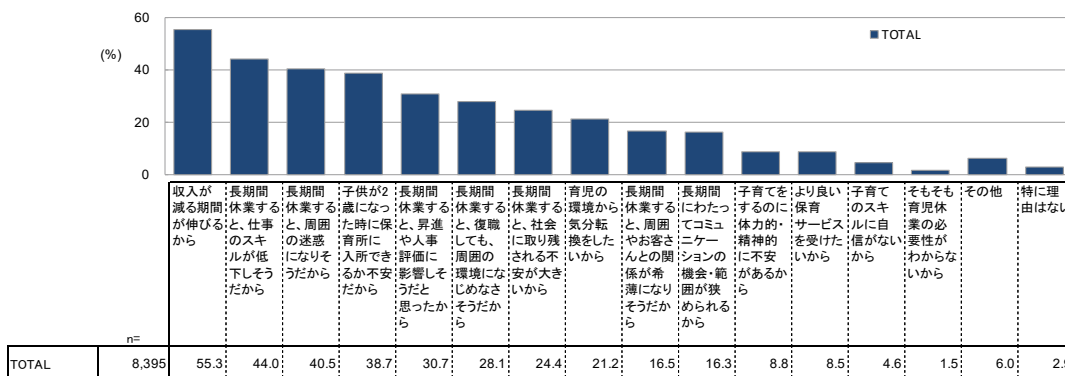
図表69 育児休業が2歳まで利用できる場合の取得意向期間【母数：回答者本人が就業中】



※なお、取得したくない(14.4%)を除外して再計算すると、1年以上の取得意向は64.7%、1年7ヶ月以上の取得意向は41.1%となっている。

制度改正後（2歳まで延長可能）も、育児休業を2歳まで取得しない理由は「収入が減る期間が伸びるから」（55.3%）、「仕事のスキルが低下しそうだから」（44.0%）、「周囲の迷惑になりそうだから」（40.5%）の順となっています。

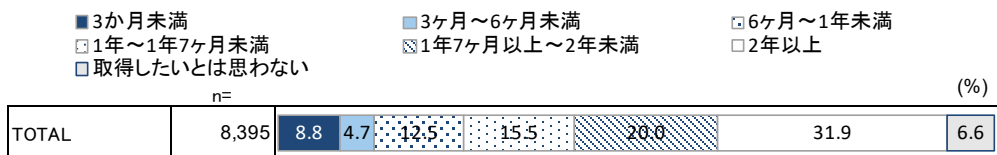
図表70 育児休業を2年取得しない理由（複数回答）【母数：育児休業取得意向期間2年未満回答者】



### 3 上記2の「育児休業を2年取得しない理由」が解消された場合、育児休業をどの程度の期間取得したいか

制度改正後も、育児休業を2歳まで取得しないと回答した人に、その理由が解消された場合の取得意向を聞いたところ、1年以上は67.4%、1年7ヶ月以上は51.9%となっています。

図表71 懸念事項が払しょくされた場合の希望期間【母数：育児休業取得意向期間2年未満回答者】



※なお、どのような状態でも育児休業は利用しない（6.6%）を除外して再計算すると、1年以上の取得意向は72.2%、1年7ヶ月以上の取得意向は55.6%となっている。

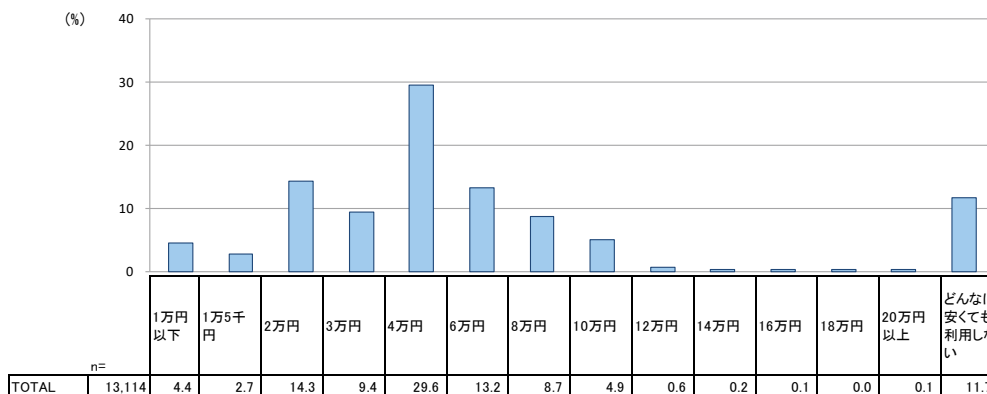
## ○ ポイント3 価格意識

## 1 価格別の認可保育所の利用意向

保育料の価格別の認可保育所の利用意向（支払っても良いと思う最大限の価格）を見ると、4万円が最も多く、それ以上では、価格が上がるにつれて利用意向が減少しています。

なお、「どんなに安くても利用しない」は11.7%となっています。

図表72 価格別の認可保育所の利用意向【母数：回答者全員】



価格別の利用意向の中央値は3万9,200円となっています。

年齢別にみると、0歳児の子供を持つ世帯の利用意向の中央値は5万300円であるのに対し、1歳児、2歳児、3歳児と年齢が上がるにつれて減少しています。

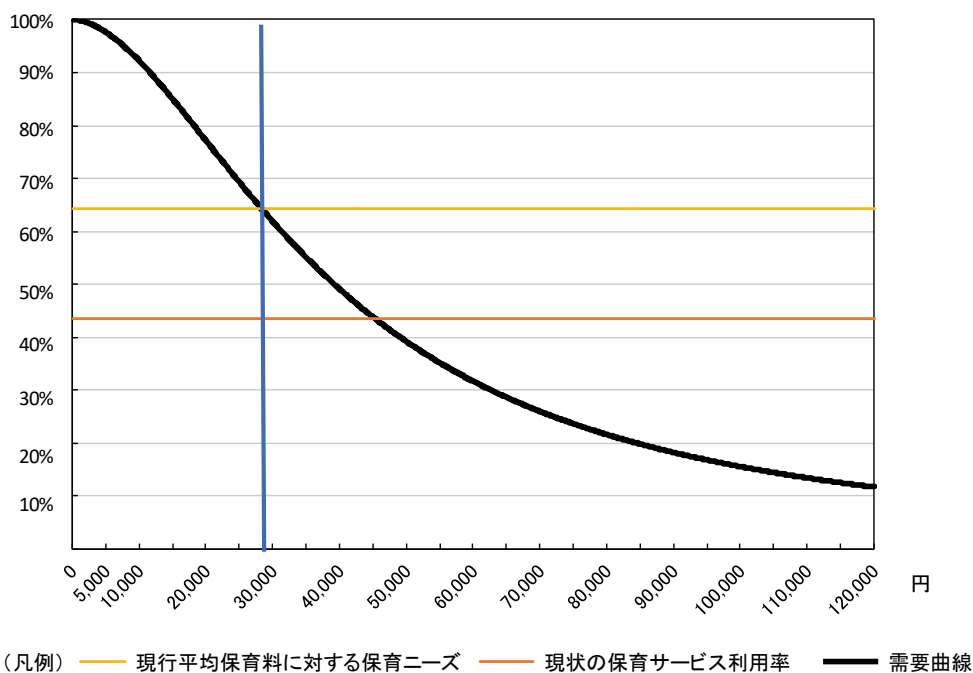
図表73 年齢別 一覧 (円)

	平均値	中央値
全体	56,300	39,200
0歳児	65,000	50,300
1歳児	61,600	47,100
2歳児	57,400	42,600
3歳児	50,800	33,300
4歳児	47,700	29,900
5歳児	47,700	29,400

## 2 需要曲線

保育料のみを保育所利用の決定要因と仮定した場合、縦軸を利用したいと思う人の割合、横軸を保育料としたグラフで表現すると、次のように、保育料と利用意向の相関を示す需要曲線が描かれます（仮想市場法に基づく統計的な推定を行っています）。

図表74 需要曲線



〈分析結果〉全年齢  
 現行平均保育料 (※) : 28,300円  
 現行平均保育料に対する保育ニーズ : 64.3%  
 保育サービス利用率 (平成29年4月1日) : 43.4%  
 差 (保育ニーズ-利用率) : 20.9%  
 ※平均保育料 保育ニーズ等実態調査回答者のうち、認可保育所利用者の平均月額保育料

図表75 現行平均保育料に対する保育ニーズ

	平均保育料(円)	現行保育料に対する保育ニーズ A	保育サービス利用率 (平成29年4月1日) B	差(A-B)
全体	28,300	64.3%	43.4%	20.9 pt
0歳児	34,300	69.7%	23.6%	46.1 pt
1歳児	33,800	67.0%	46.1%	20.9 pt
2歳児	33,400	62.3%	51.4%	10.9 pt
3歳児	24,900	62.0%	47.7%	14.3 pt
4歳児	22,300	61.6%	45.6%	16.0 pt
5歳児	22,200	60.8%	46.2%	14.6 pt



### 3 保育ニーズシミュレーション

「2」の需要曲線を用いて、3パターンで保育ニーズのシミュレーションを行うと以下ようになります。

- (1) 「平均保育料」の場合 ⇒ 保育ニーズ 約64%
  - (2) 「平均保育料より1万円高い」場合 ⇒ // 約51%
  - (3) 「平均保育料より2万円高い」場合 ⇒ // 約41%
- (参考 平成29年4月1日 保育サービス利用率 43.4%)

(参考) 保育所等の利用者負担額 (月額)

#### 1 国が定める上限額 (平成29年度)

階層区分	満3歳未満		満3歳以上	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税非課税世帯 (～約260万円)	9,000円 [0円]	9,000円 [0円]	6,000円 [0円]	6,000円 [0円]
③所得割課税額48,600円未満 (～約330万円)	19,500円 [9,000円]	19,300円 [9,000円]	16,500円 [6,000円]	16,300円 [6,000円]
④所得割課税額57,700円未満 [77,101円未満] (～約360万円)	30,000円 [9,000円]	29,600円 [9,000円]	27,000円 [6,000円]	26,600円 [6,000円]
97,000円未満 (～約470万円)	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額169,000円未満 (～約640万円)	44,500円	43,900円	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額301,000円未満 (～約930万円)	61,000円	60,100円	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額397,000円未満 (～1,130万円)	80,000円	78,800円	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額397,000円以上 (1,130万円～)	104,000円	102,400円	101,000円	99,400円

(注) [ ] 書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等の額。

#### 2 都内保育料の上限額 (最高所得階層) の状況

年齢	満3歳未満	満3歳以上
国上限額	104,000円	101,000円
23区上限額	最高	79,000円
	最低	57,500円

(注) 平成29年度保育料。都福祉保健局調べ

#### 3 都内認可保育所 (私立) の平均保育料 20,289円

(利用者が支払った保育料の総額を利用児童数で除した単純平均。平成28年度実績)

#### (4) 認定こども園の状況

- 東京都の認定こども園の認定件数は120施設（平成29年4月1日現在）となっており、このうち幼稚園型が42施設、保育所型が43施設となっています。
- また、定員（平成29年4月1日現在）は、都全体で23,334人、そのうち保育を必要とする子の定員が10,546人、それ以外の子の定員が12,788人となっています。

図表76 認定こども園の認定件数の推移（各年4月1日現在）（東京都）

	認定件数	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
平成20年	19件	4件	9件	3件	3件
21年	33件	4件	20件	5件	4件
22年	51件	7件	32件	5件	7件
23年	65件	9件	40件	6件	10件
24年	74件	12件	43件	9件	10件
25年	91件	14件	46件	21件	10件
26年	103件	16件	51件	26件	10件
27年	93件	17件	34件	34件	8件
28年	109件	21件	40件	40件	8件
29年	120件	27件	42件	43件	8件

資料：東京都福祉保健局

図表77 認定こども園の認定件数（平成29年4月1日現在）

	認定件数	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
東京都	120件	30件	90件	27件	42件	43件	8件
全国	5,081件	852件	4,229件	3,618件	807件	592件	64件

資料：内閣府「認定こども園に関する状況について（平成29年4月1日現在）」

図表78 認定こども園の定員（東京都）（平成29年4月1日現在）

	0歳	1歳	2歳	満3歳	3歳	4歳	5歳	計
全体	713人	1,320人	1,554人	211人	6,049人	6,712人	6,775人	23,334人
保育を必要とする子	713人	1,320人	1,554人	6人	2,264人	2,344人	2,345人	10,546人
上記以外の子	0人	0人	0人	205人	3,785人	4,368人	4,430人	12,788人

資料：東京都福祉保健局

### (5) 学齢期の子供たちの状況

- 平成29年度の全国調査によると、東京都の小・中学生の学力は、全体的には全国でも上位に位置していますが、基礎的・基本的な事項が定着していない児童・生徒もいるため、今後とも、「確かな学力<sup>※1</sup>」の定着と伸長に取り組む必要があります。

※1 確かな学力……知識や技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの

図表79 全国学力・学習状況調査の結果（順位）

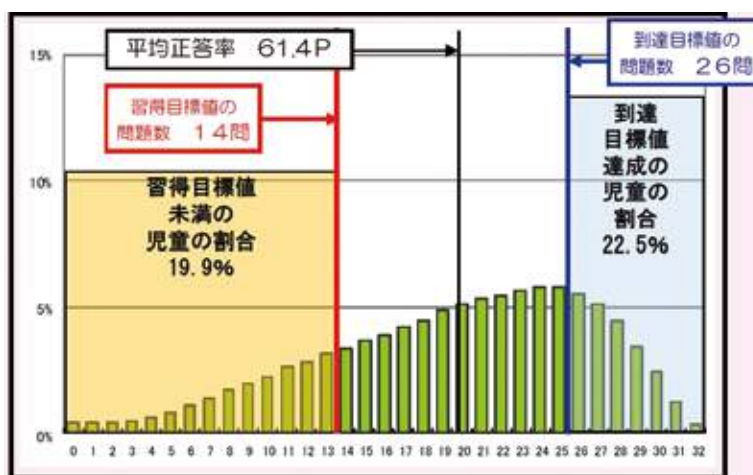
小学6年生	平成21年度	平成29年度	中学3年生	平成21年度	平成29年度
国語A	8位	10位	国語A	31位	5位
国語B	6位	4位	国語B	37位	6位
算数A	16位	7位	数学A	26位	10位
算数B	2位	5位	数学B	25位	5位

資料：文部科学省「全国学力・学習状況踏査結果」

注：国語、算数・数学ともに、Aは主として「知識」に関する問題、Bは主として「活用」に関する問題をいう。

- 国や都の学力調査の結果によると、特に算数のような積み上げ型の教科においては、習熟の進んでいる層から遅れがちな層までの幅広く分布しているため、個に応じた指導の充実が不可欠です。

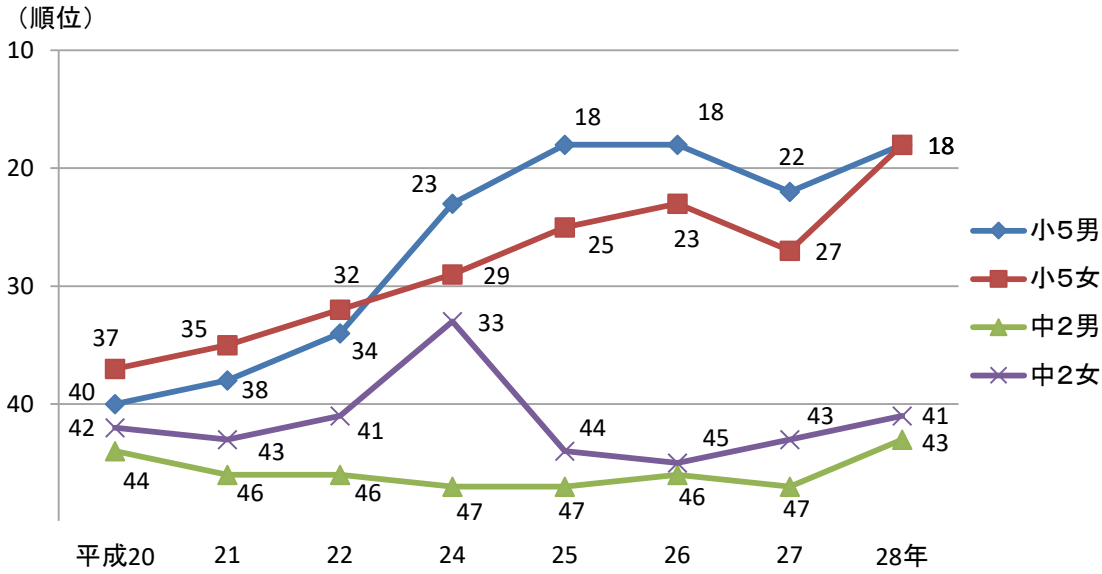
図表80 小学校第5学年 「小学校算数」 正答数分布



資料：東京都教育庁「平成29年度児童・生徒の学力向上を図るための調査」

- 平成28年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、東京都の児童・生徒の体力は、小学生は全国平均水準を超えたものの、中学生は全国平均を大きく下回っています。次代の東京を担う健やかな児童・生徒の育成のため、実効性のある更なる総合的な体力向上施策が必要です。

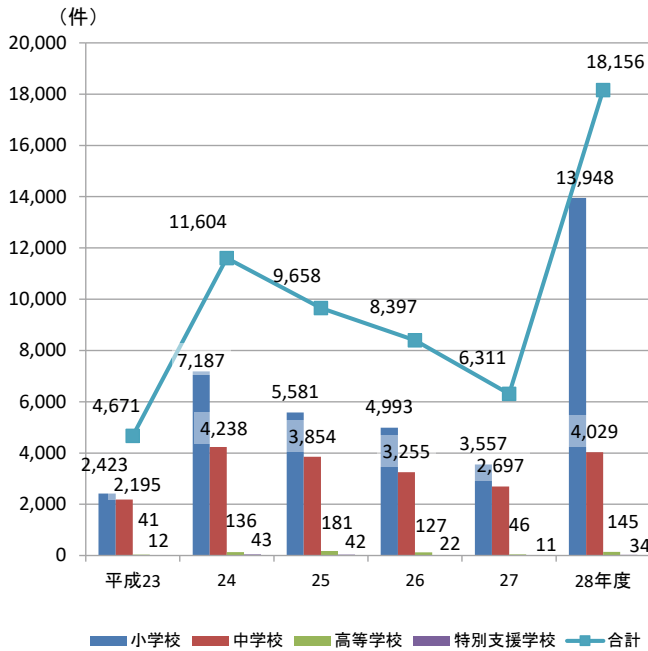
図表81 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における東京都の順位



資料：文部科学省「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」

- 平成28年度の調査によると、都内公立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校におけるいじめの認知件数の合計は、18,156件であり、前年度と比べ、小学校では大幅な増加となっています。各学校においては、「東京都いじめ対策推進基本方針」や「東京都教育委員会いじめ総合対策」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処の各段階に応じた具体的な取組を推進していく必要があります。

図表82 いじめ認知件数の推移（東京都）



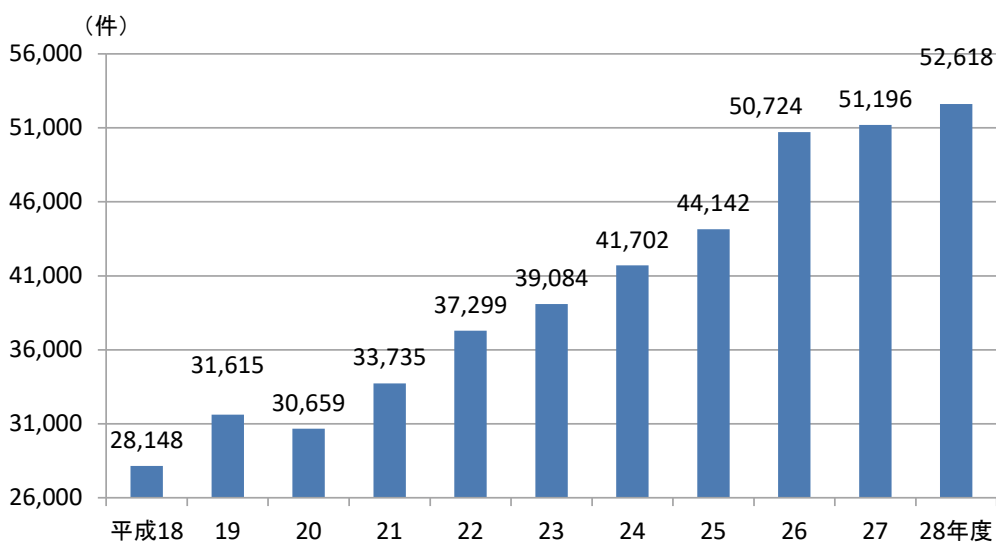
資料：東京都教育庁「平成28年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」

- 就職も就学もせず、社会との関係を築けず自宅以外での生活の場を失った、ひきこもりの状態にある者、非行からの立ち直りに困難を抱えた者など、社会的自立に困難を抱える若者の自立支援に向けた取組を進める必要があります。

## (6) 地域の子供・子育て支援サービスの状況

- 地域の子供・子育て支援サービスの実施主体である区市町村は、子育て家庭に対して、地域の実情に応じ、様々な事業を組み合わせながら子育てサービスを提供していますが、コミュニティの希薄化や、それに伴う家族の孤立化、共働き世帯の増加、多様化するニーズなどの課題に対応するため、一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな対応が求められています。
- 東京都は、第一子出産時の母の平均年齢が全国で最も高く、晩産化が進行しています。(図表8参照)
- 若い世代における妊娠適齢期等に関する理解は十分ではなく、高齢になってから不妊症で悩む方が多くいます。
- 特定不妊治療は、医療保険の適用対象となっておらず、治療が標準化されていないため、治療方法、治療費用は医療機関によって様々ですが、子供を産み育てたいと願う夫婦を支援していく必要があります。
- 核家族化や地域のつながりの希薄化等により、妊娠・出産・子育てに関して、誰にも相談できず、また、正しい情報が得られず、不安を抱える妊婦や保護者が多くなっています。
- 都は区市町村に対して、妊娠期から切れ目のない支援を行う出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）や、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめるよう授乳やおむつ替えができる赤ちゃん・ふらっとの整備など、都独自の支援を実施していますが、区市町村の取組状況には地域差が生じています。
- 妊産婦をはじめ、子供や子育て家庭が、身近な場所で情報の入手や相談を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できる利用者支援事業は、平成29年12月現在、都内47区市町村で実施しています。
- 子供と家庭に関する第一義的な相談窓口であり、地域のネットワークの中心的な役割でもある子供家庭支援センターは、平成28年度現在、ほぼすべての区市町村で設置されています。また、虐待対策コーディネーターを配置するなど、虐待対応力の強化も進めています。
- 子供家庭支援センターの相談対応件数は年々増加しており、平成28年度は52,618件となっています。

図表83 子供家庭支援センター相談対応件数



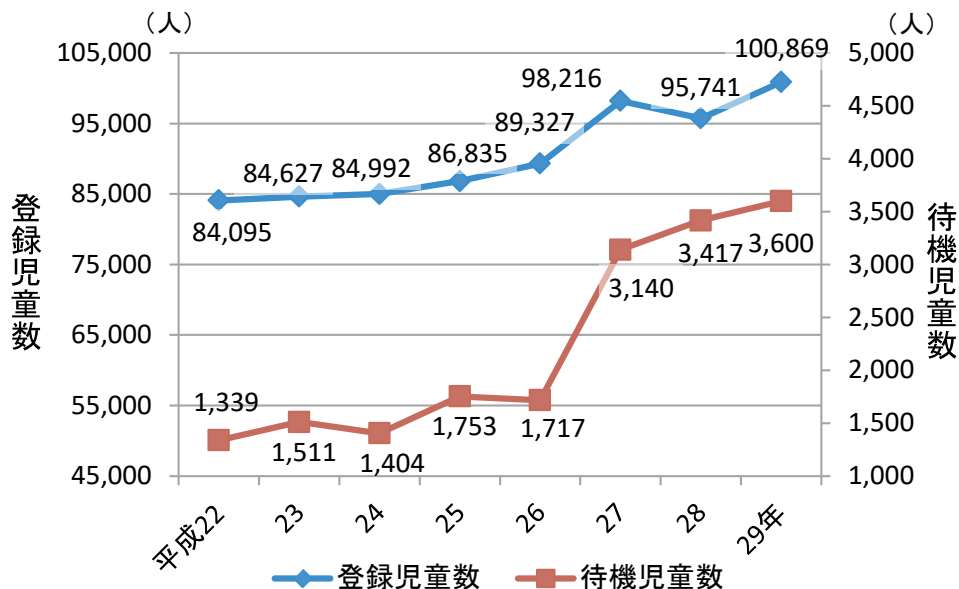
資料：東京都福祉保健局「区市町村児童家庭相談統計」

- 地域の子育てサービスを紹介したり、支援が必要な家庭を早期に把握し、必要な子育てサービス等につなげるための取組は重要です。そのひとつである乳児家庭全戸訪問事業の訪問率は都内全体で概ね9割となっています。
- 在宅で子育てをしている親子に、地域の身近な場所ですどい場を提供し、子育てについての相談支援や情報提供、子育てサークルの支援等を行う子育てひろばは、着実に整備が進んでおり、平成28年度現在、都内に912か所設置されています。近年は、地域支援や利用者支援事業の機能や、子育て家庭の孤立化の防止や虐待の未然防止の役割も担っています。
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、一時預かり事業など、緊急時等に一時的に子供を預かるサービスのニーズが高まっています。多くの自治体が、子供を預かる事業を行っていますが、区市町村により、同じ自治体内に実施施設がない、もしくは利用できる年齢や日数の上限が異なるなど、実施体制にばらつきがあります。
- 学童クラブ事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に安心して遊び、生活できる場所を確保する事業です。子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正に伴い、各区市町村は学童クラブの設備及び運営の基準について、省令で定める基準を踏まえて条例を制定し、各クラブはその条例に基づいて運営されています。



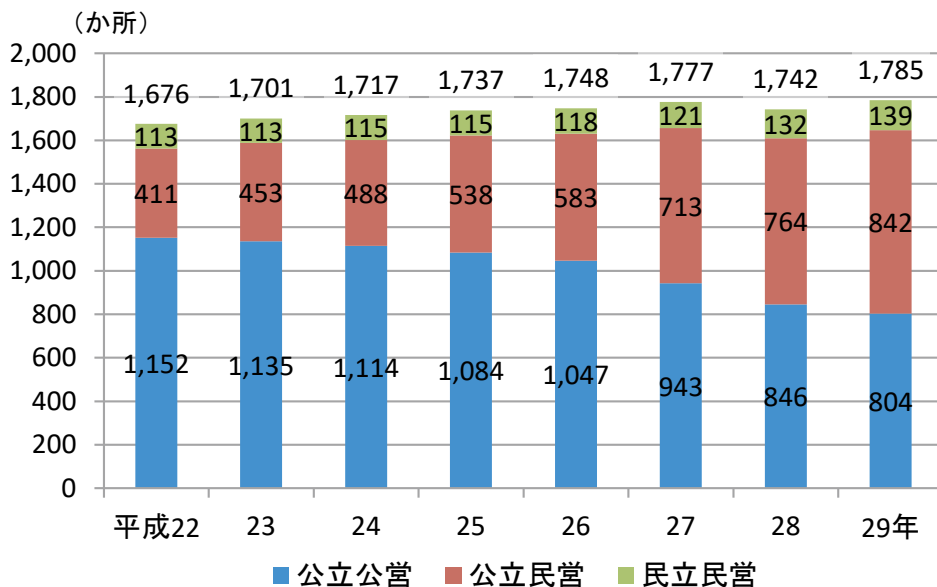
- 学童クラブの設置数、登録児童数はいずれも近年増加傾向にあります。何らかの理由で学童クラブに登録できなかった児童（いわゆる待機児童）も発生しています。児童福祉法の改正により、学童クラブの利用対象児童が小学校高学年にまで拡大したため、こうしたニーズも踏まえて整備を進める必要があります。

図表84 学童クラブ登録児童数と待機児童数の推移（各年5月1日現在）



資料：東京都福祉保健局

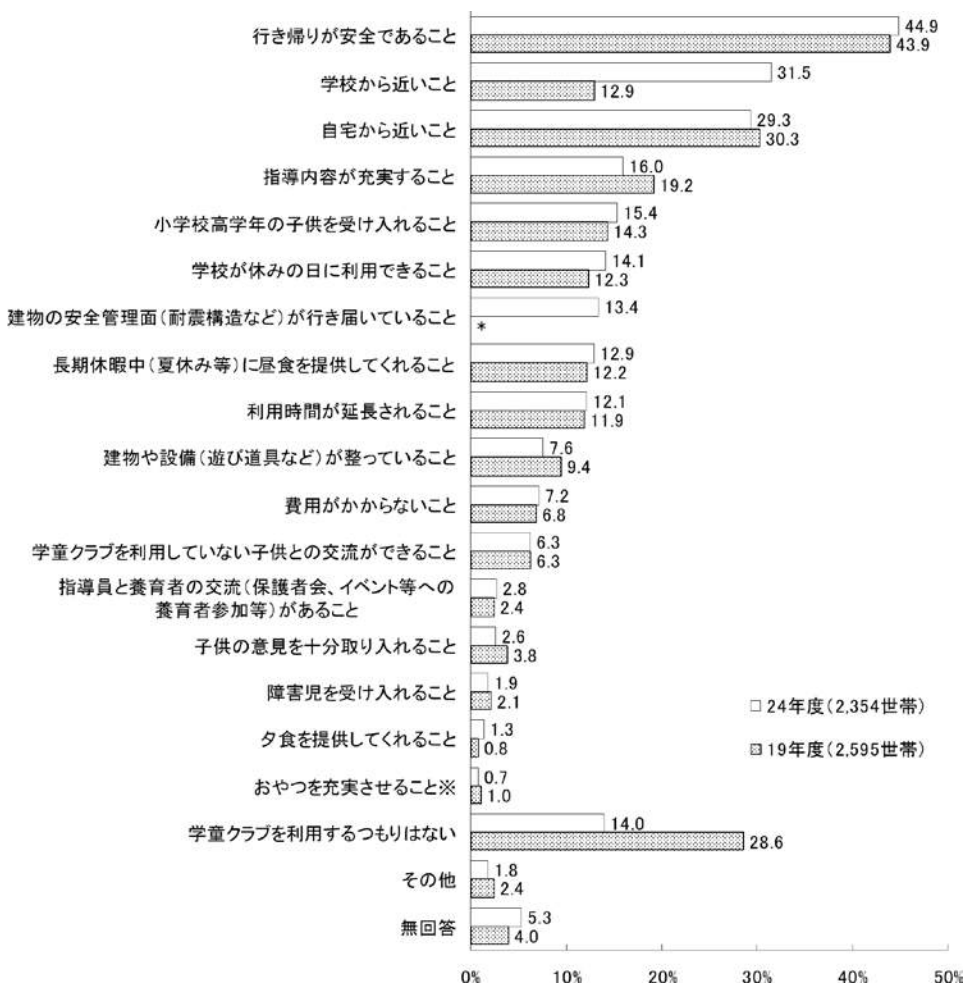
図表85 学童クラブ設置数（各年5月1日現在）



資料：東京都福祉保健局

- 放課後の子供たちの安全・安心の確保に対する保護者のニーズが非常に高いことから、移動時のリスクを回避するため、送迎支援や学校内での学童クラブの設置を促進する必要があります。

図表86 学童クラブを利用するに当たって望むこと



(注) \*は19年度調査では、選択肢を設けていないため、データが存在しない。  
 (注) ※は19年度調査では、「おやつが充実すること」としていた。  
 資料：東京都福祉保健局「平成24年度東京都福祉保健基礎調査」

○ 放課後の子供たちの居場所としては、学童クラブのほか、教育部門が行う放課後子供教室があります。放課後子供教室は、学校等を利用して放課後等の子供の居場所を設け、学習や体験・交流活動を行う事業で、平成28年度には55区市町村1,145か所で実施しており、増加傾向にあります。

図表87 放課後子供教室の推移

平成	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
教室数(か所) (都立特別支援学校含む)	713	883	958	1,009	1,049	1,101	1,138	1,112	1,145
区市町村数	46 区市町	48 区市町	50 区市町	51 区市町	52 区市町	52 区市町	52 区市町	55 区市町村	55 区市町村

資料：東京都教育庁

○ 国は、平成19年度にスタートした「放課後子どもプラン」に代わり、平成26年度に「放課後子ども総合プラン」を新たに策定しました。この中で、学童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施することを推進していますが、まだ十分な取組が行われていない区市町村もあります。



## (7) 特に支援を必要とする子供と家庭の状況

### ア 子供の貧困

- 東京都は、平成28年度に、首都大学東京と連携して、子供と子育て家庭の生活状況を把握するため、「子供の生活実態調査」を実施しました。

#### 【子供の生活実態調査】

##### ◎小中高校生等調査

###### ■調査対象

墨田区・豊島区・調布市・日野市に在住の小学5年生、中学2年生、16-17歳\*の子供本人とその保護者19,929世帯（\*高校2年生及び高校に在籍していない同年齢の子供を含む）

###### ■調査期間

平成28年8月5日～9月7日

###### ■有効回答数

子供：8,367票（有効回答率42.0%）／保護者：8,429票（有効回答率42.3%）

##### 【本調査における生活困難について】

本調査の回答に基づき、生活困難を以下の3つの要素により分類した。

- ①低所得（等価世帯所得が135.3万円未満）
- ②家計の逼迫（経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験、食料・衣類を買えなかった経験などの7項目のうち、1つ以上が該当）
- ③子供の体験や所有物の欠如（海水浴に行く、1年に1回くらい家族旅行に行く、子供の年齢に合った本、勉強部屋等など、子供の体験や所有物などに関する15項目のうち、経済的な理由で、欠如している項目が3つ以上該当）

（※上記①～③の3つの要素のうち2つ以上の要素に該当の場合は「困窮層」、いずれか1つに該当の場合は「周辺層」、いずれの要素にも該当しない場合は「一般層」とする。）

##### 〈生活困難層の割合〉

生活困難層	小学5年生	中学2年生	16-17歳
困窮層	5.7%	7.1%	6.9%
周辺層	14.9%	14.5%	17.1%

##### ◎若者（青少年）調査

###### ■調査対象

新宿区・足立区・八王子市在住の15～23歳の若者（青少年）\*本人とその保護者2,200世帯（\*平成28年4月1日から平成29年3月31日の間に16～23歳になる者）

###### ■調査期間

平成28年5月14日～6月13日

###### ■有効回答数

若者：1,056票（有効回答率48.0%）／保護者：1,022票（有効回答率46.5%）

##### 【本調査における低所得の定義】

等価可処分所得\*が厚生労働省「国民生活基礎調査」から算出される基準（122.5万円）未満の世帯（\*世帯所得（公的年金など社会保障給付を含めた世帯所得）を世帯人数の平方根で割って調整した所得）

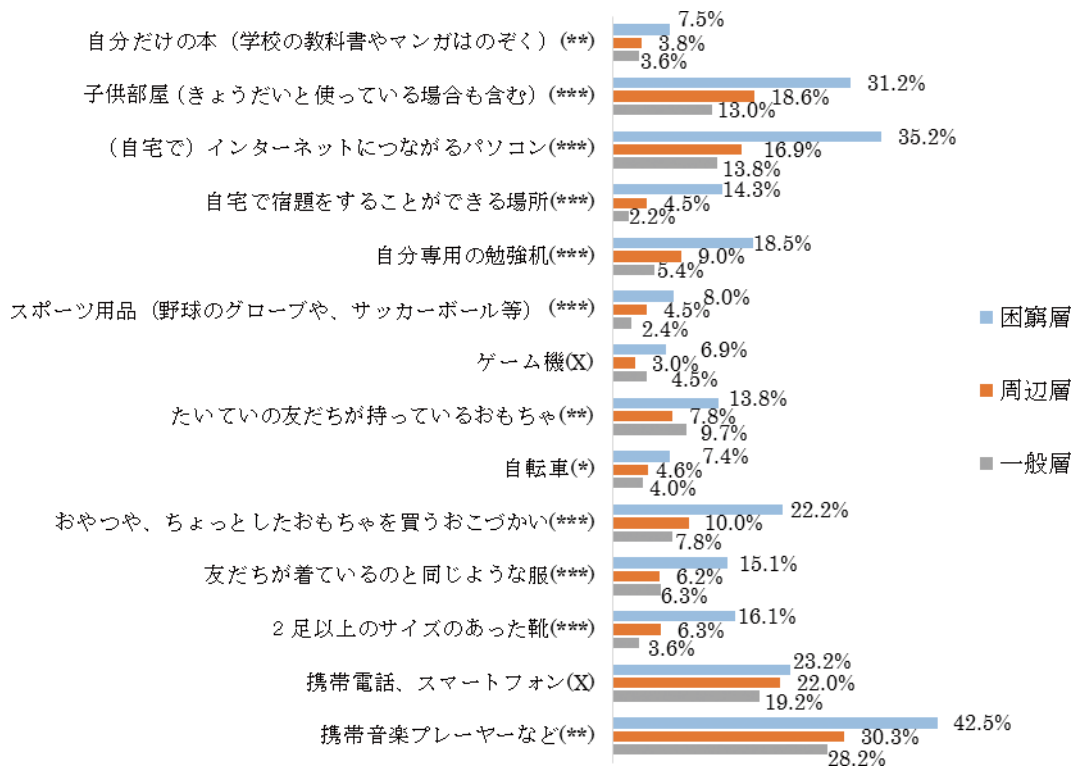
##### 〈年齢別低所得率〉

	全体	15-18歳	19-23歳
低所得層	14.9%	14.0%	15.3%

※本調査では、クロス表の掲載の際に、χ<sup>2</sup>乗検定によって分布が統計的に有意であるかを検定しています。その結果、1%水準で有意である場合は「\*\*\*」、5%水準で有意の場合は「\*\*」、10%水準で有意の場合は「\*」、有意でない場合は「X」を付しています。

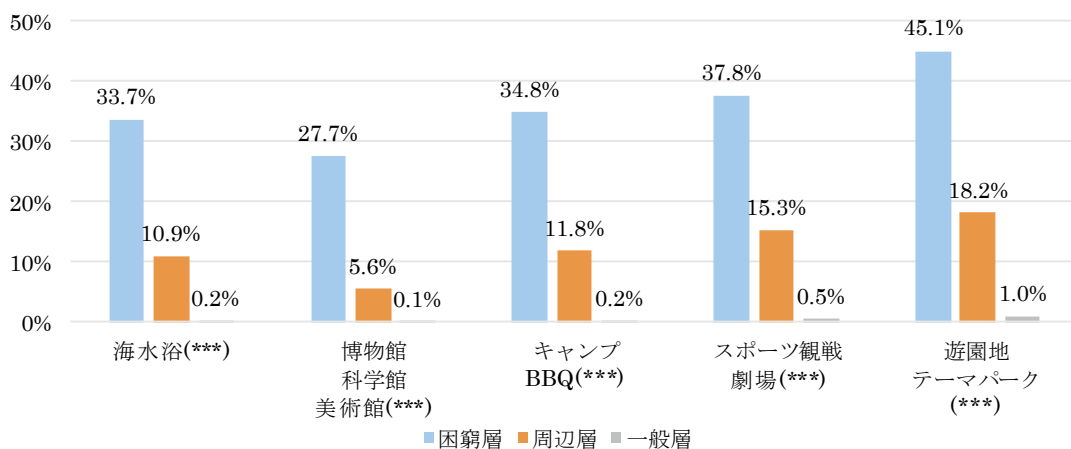
- 子供の所有物や海水浴・スポーツ観戦などの体験の有無は、生活困難度により差があります。

図表88 所有物の状況（欲しいが、持っていない割合）（中学2年生）：生活困難度別



注：「ない（欲しくない）」、「無回答」を分母から除いた割合  
資料：東京都福祉保健局「子供の生活実態調査（小中高校生等調査）」（平成28年度）

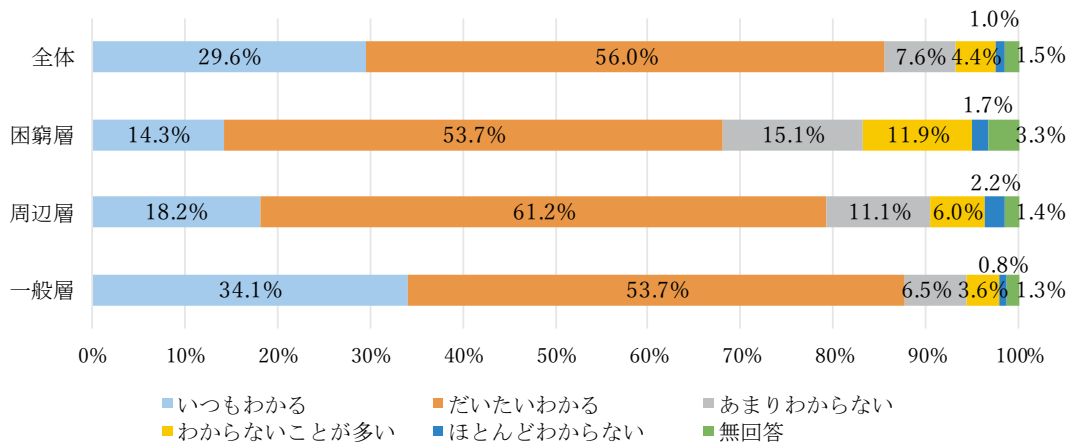
図表89 体験がない割合（中学2年生）：生活困難度別



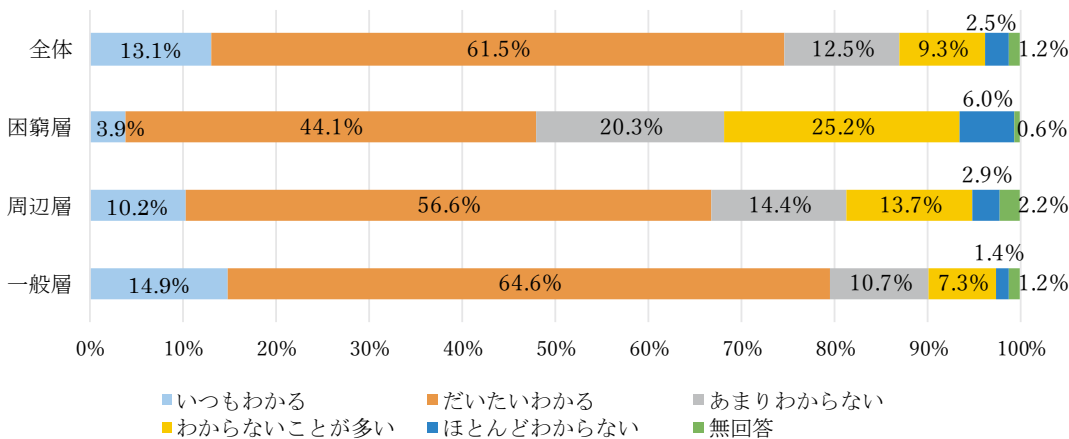
資料：東京都福祉保健局「子供の生活実態調査（小中高校生等調査）」（平成28年度）

○ 困窮層の小学生の約3割、中学生の約半数、16-17歳の約3割は、学校の授業が十分に理解できていない状況です。

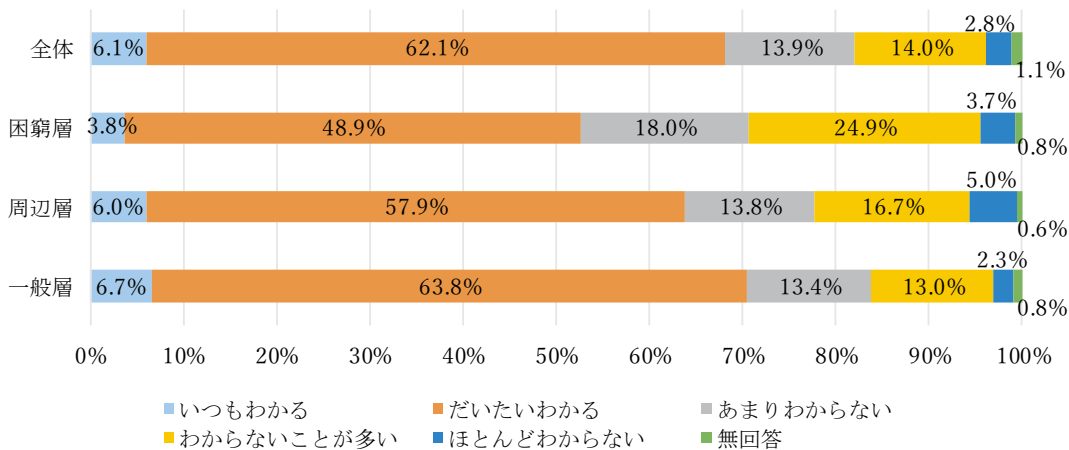
図表90 授業の理解度（小学5年生）：生活困難度別（\*\*\*）



図表91 授業の理解度（中学2年生）：生活困難度別（\*\*\*）



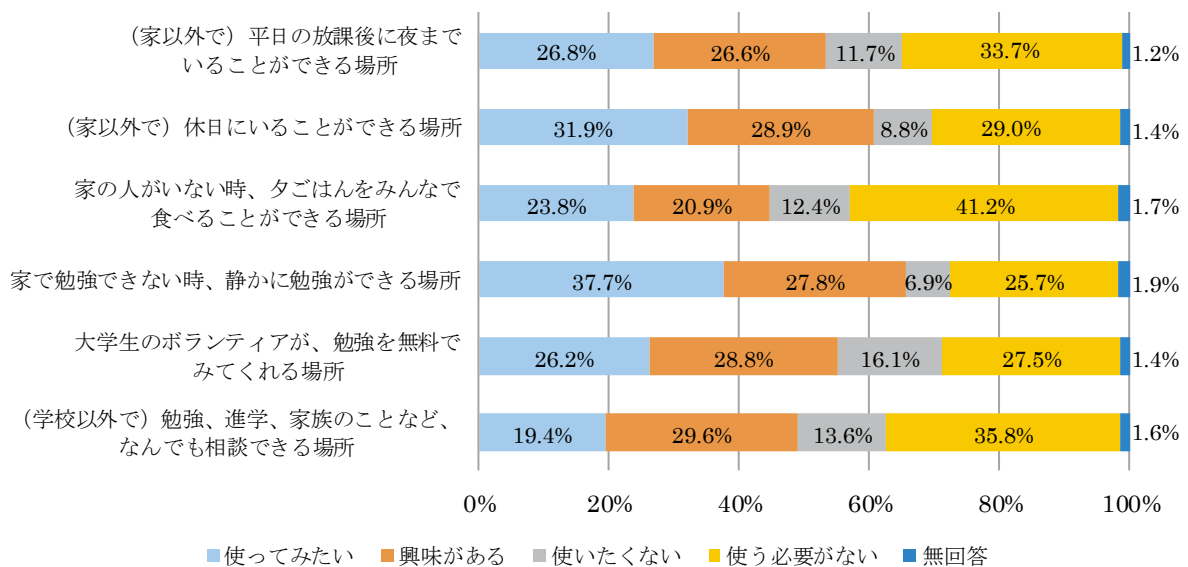
図表92 授業の理解度（16-17歳）：生活困難度別（\*\*\*）



図表90～92 資料：東京都福祉保健局「子供の生活実態調査（小中高生等調査）」（平成28年度）

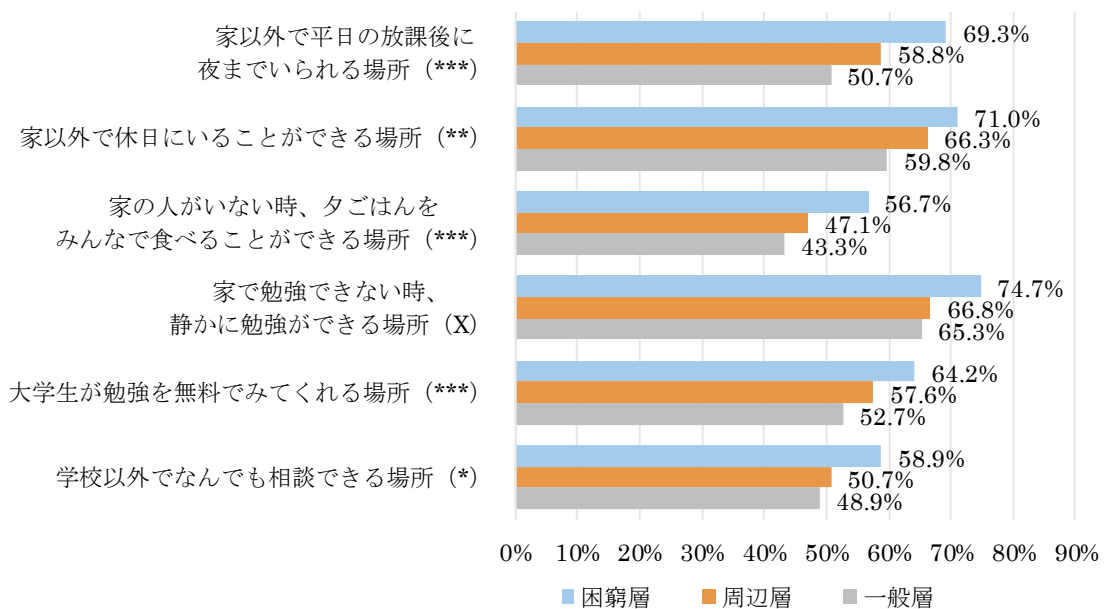
- 中学2年生の子供の利用意向が最も高い支援サービスは、「家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所」です。
- そのほかの支援サービスについても、約4割から6割の子供が「使ってみたい」、「興味がある」と回答しています。
- 一般層に比べ困窮層の子供の方が、各支援サービスの利用意向が高い傾向にあります。

図表93 子供本人のサービス利用意向（中学2年生）



資料：東京都福祉保健局「子供の生活実態調査（小中高高校生等調査）」（平成28年度）

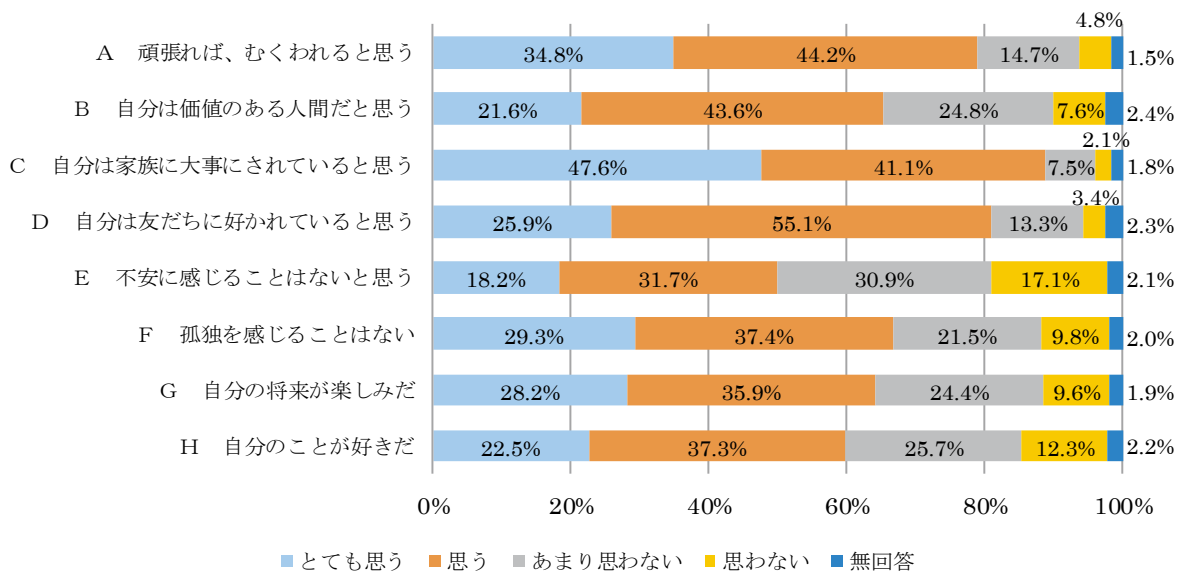
図表94 子供本人のサービス利用意向（中学2年生）：生活困難度別



資料：東京都福祉保健局「子供の生活実態調査（小中高高校生等調査）」（平成28年度）

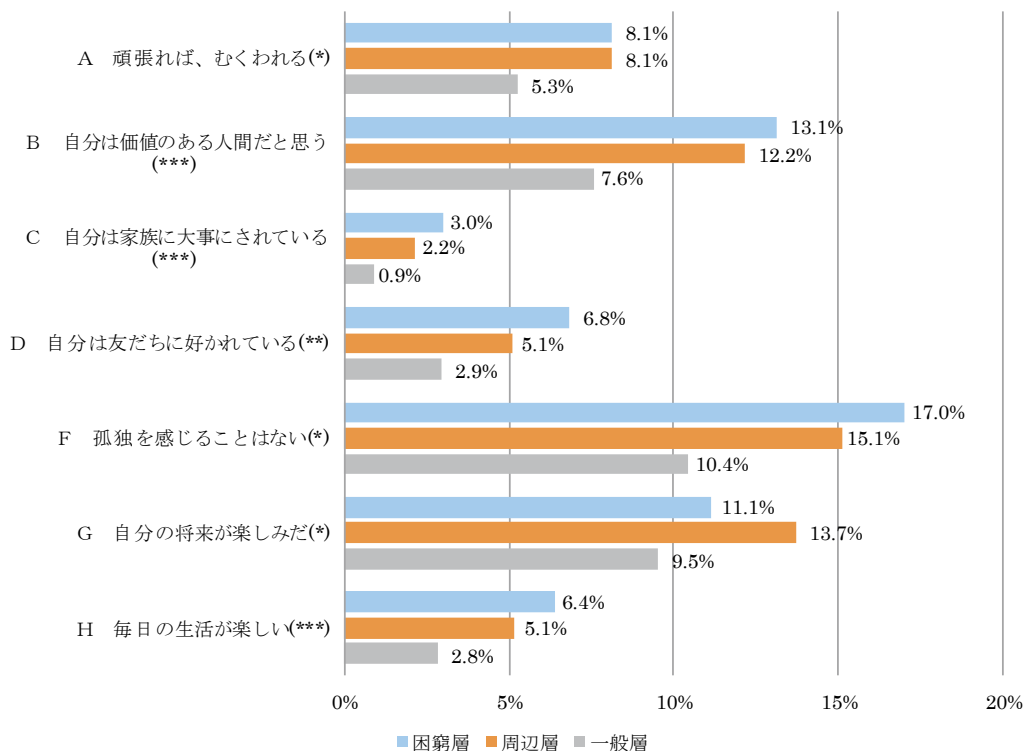
- 「不安に感じることはないと思う」について、約5割の子供が「あまり思わない」、「思わない」と回答しています。
- 自己肯定感については、一般層に比べ困窮層の子供の方が「(そう) 思わない」と回答する割合が高い傾向にあります。

図表95 自己肯定感（中学2年生）



資料：東京都福祉保健局「子供の生活実態調査（小中高校生等調査）」（平成28年度）

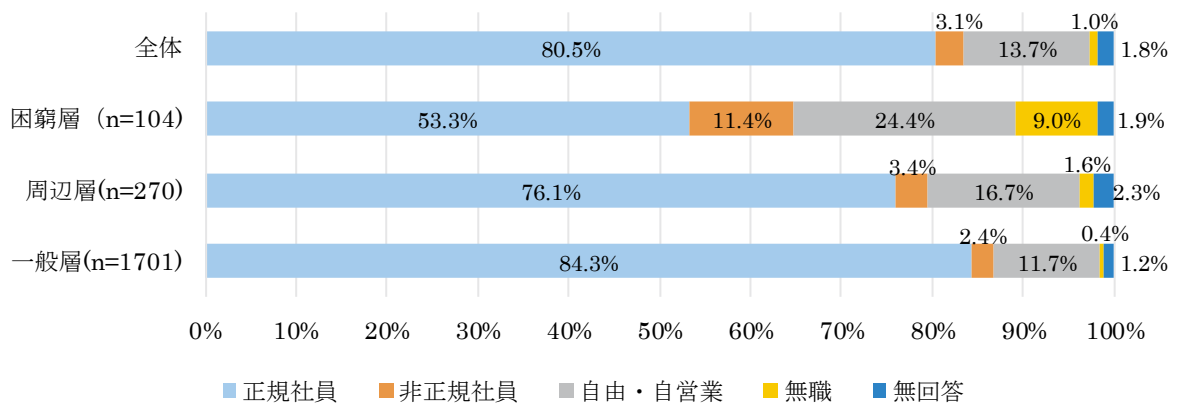
図表96 自己肯定感（各項目について「思わない」と回答した割合（16-17歳）：生活困難度別



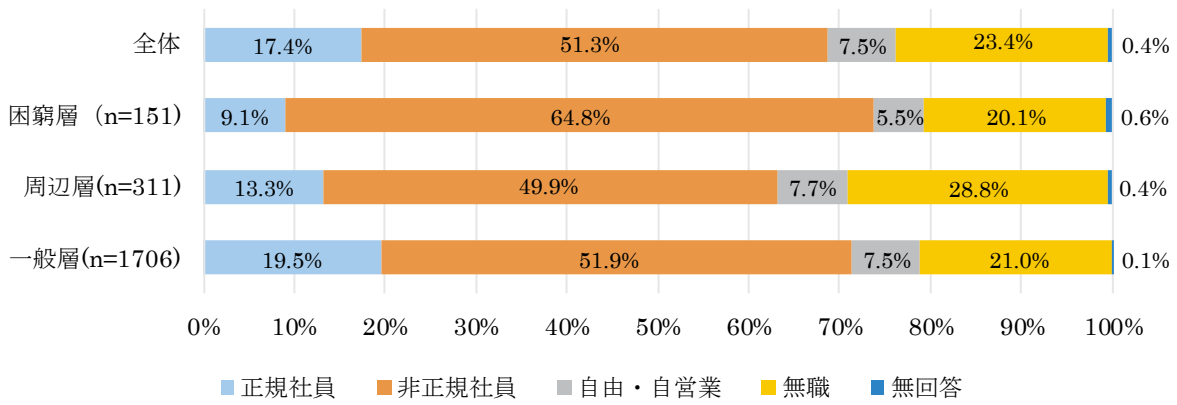
資料：東京都福祉保健局「子供の生活実態調査（小中高校生等調査）」（平成28年度）

- 父親の就労状態は正規社員が多く、約8割となっています。この割合は困難層ほど低くなり、困窮層の父親では約5割となります。
- 母親の就労状態は非正規社員が最も多く、母親の約5割が非正規社員です。
- 共働きの状況は、「一人が正規、一人が非正規又は自由・自営業」の割合が最も高く、約5割となっています。

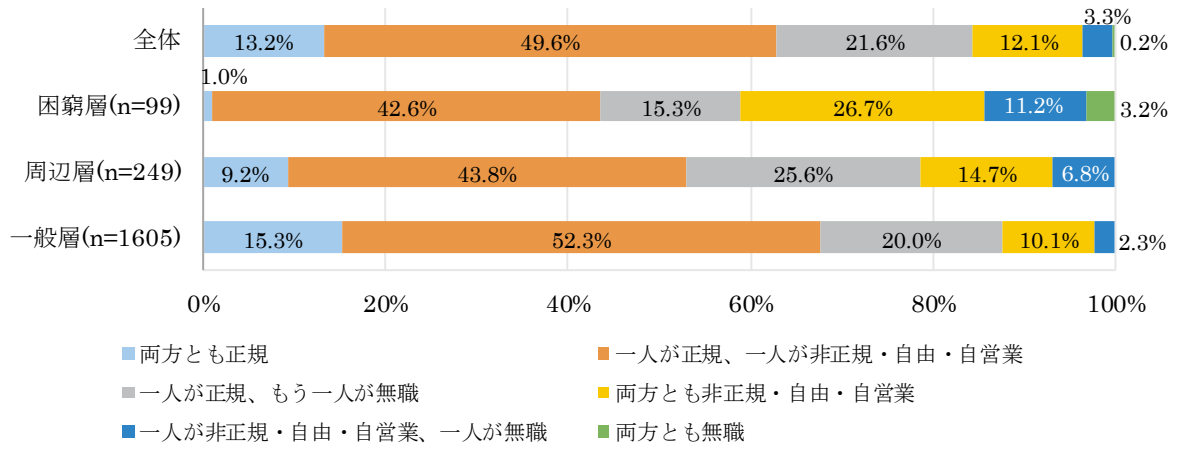
図表97 父親の就労状態（中学2年生）：生活困難度別（\*\*\*）



図表98 母親の就労状態（中学2年生）：生活困難度別（\*\*\*）



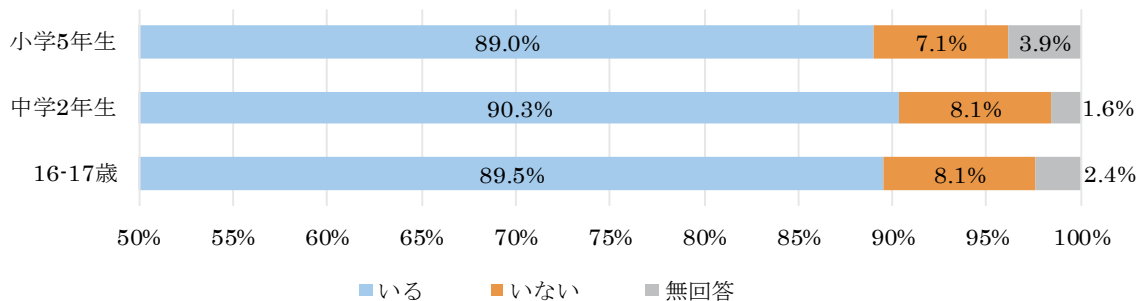
図表99 ふたり親世帯の共働きの状況（中学2年生）：生活困難度別（\*\*\*）



図表97～99 資料：東京都福祉保健局「子供の生活実態調査（小中高高校生等調査）」（平成28年度）

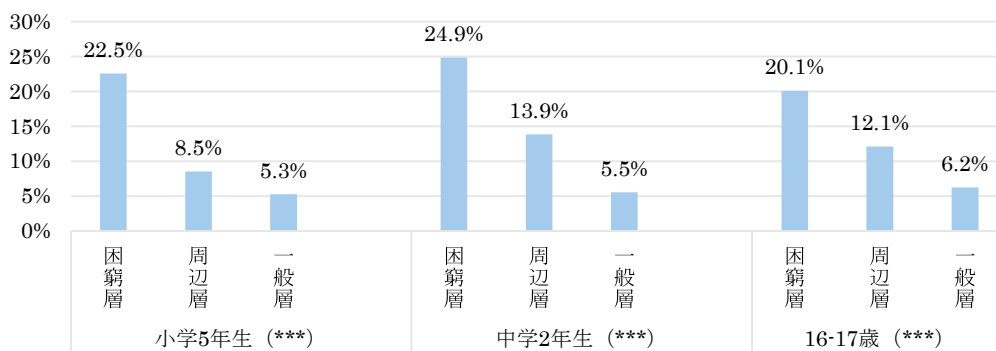
○ 保護者の約1割は、困った時に相談する相手がいない状況です。この割合は困窮層ほど高く、各年齢層の困窮層においては、その割合がそれぞれ2割を超えています。

図表100 相談相手の有無：年齢層別



資料：東京都福祉保健局「子供の生活実態調査（小中高校生等調査）」（平成28年度）

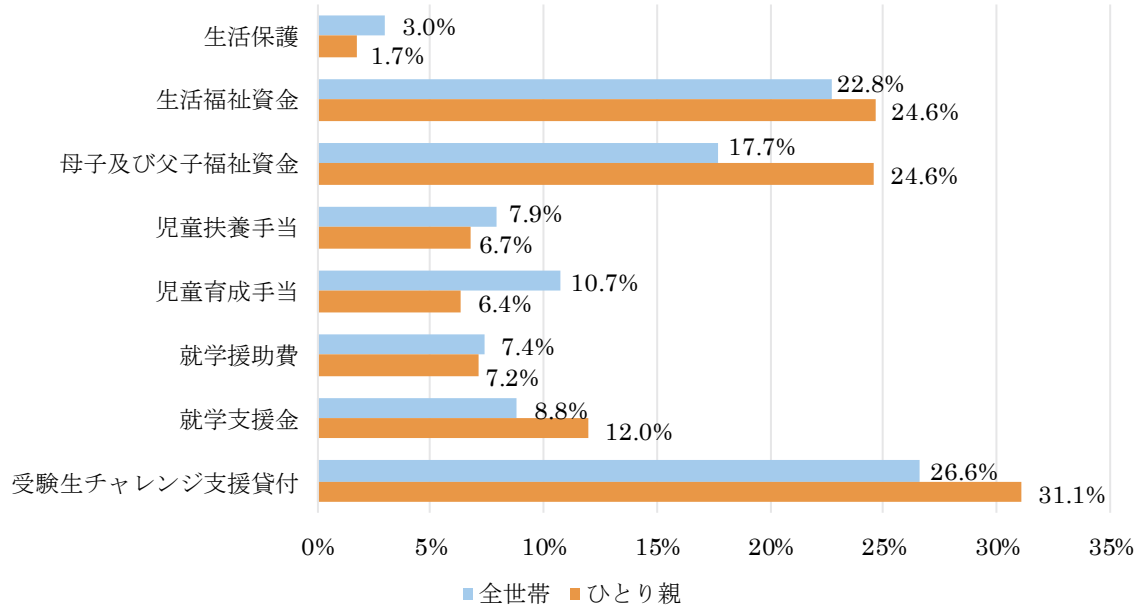
図表101 相談相手のいない保護者の割合：生活困難度別



資料：東京都福祉保健局「子供の生活実態調査（小中高校生等調査）」（平成28年度）

○ ひとり親世帯の6.4%が児童育成手当を「知らない」と回答するなど、支援サービスが十分に認知されていない状況です。

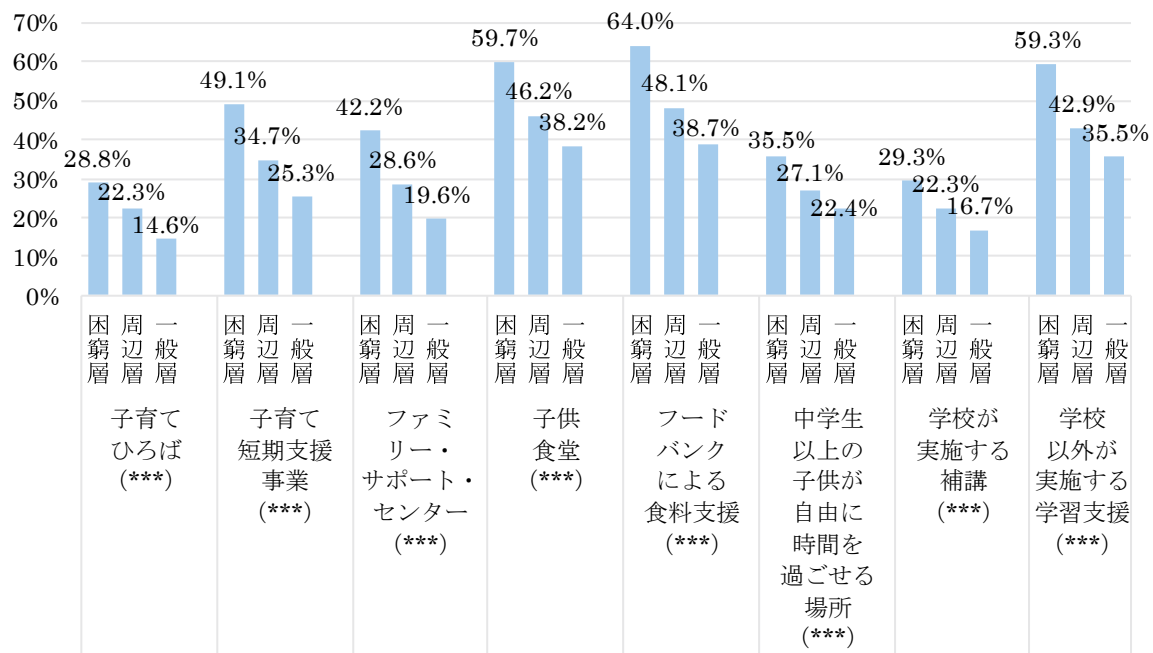
図表102 支援サービスを知らない保護者の割合



資料：東京都福祉保健局「子供の生活実態調査（若者（青少年）調査）」（平成28年度）

○ 困窮層は一般層に比べ、各支援サービスについて知らないために利用していない割合が高い傾向にあります。

図表103 支援サービスの非認知による不利用率（中学2年生）：生活困難度別

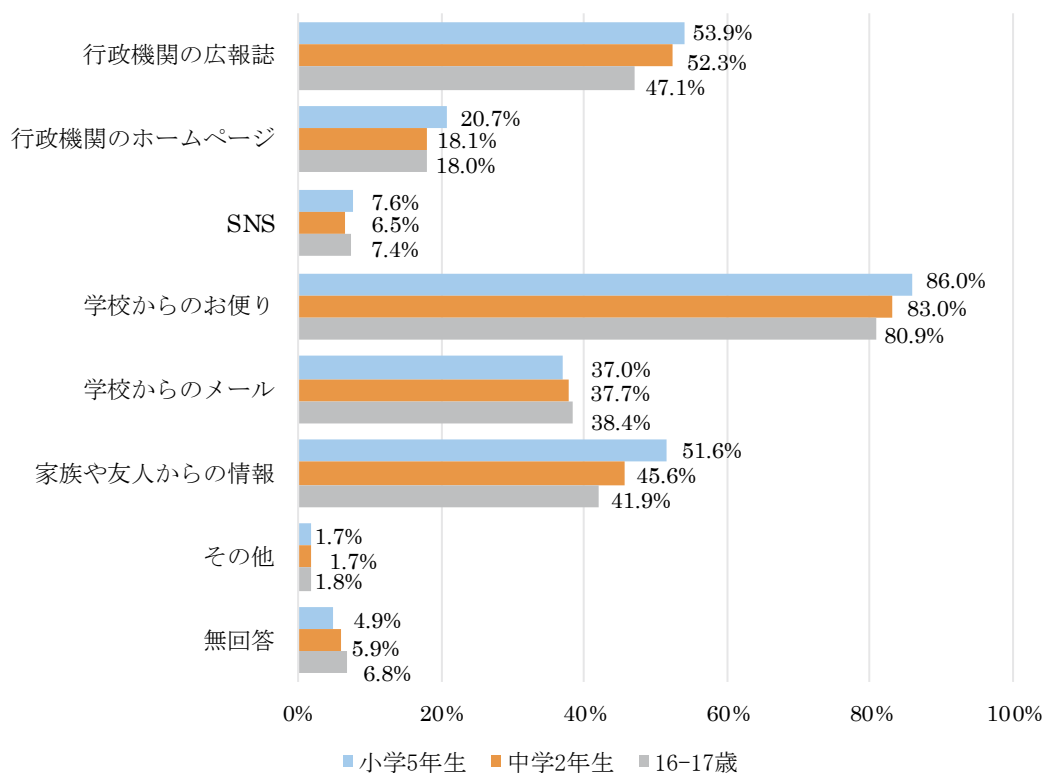


資料：東京都福祉保健局「子供の生活実態調査（小中高校生等調査）」（平成28年度）



- 全ての年齢層で、保護者の8割以上が「学校からのお便り」で子供に関する施策の情報を受け取っているほか、「行政機関の広報誌」、「家族や友人からの情報」、「学校からのメール」、「行政機関のホームページ」などにより情報を受け取っている状況です。

図表104 子供に関する施策の情報の受取方法：年齢層別

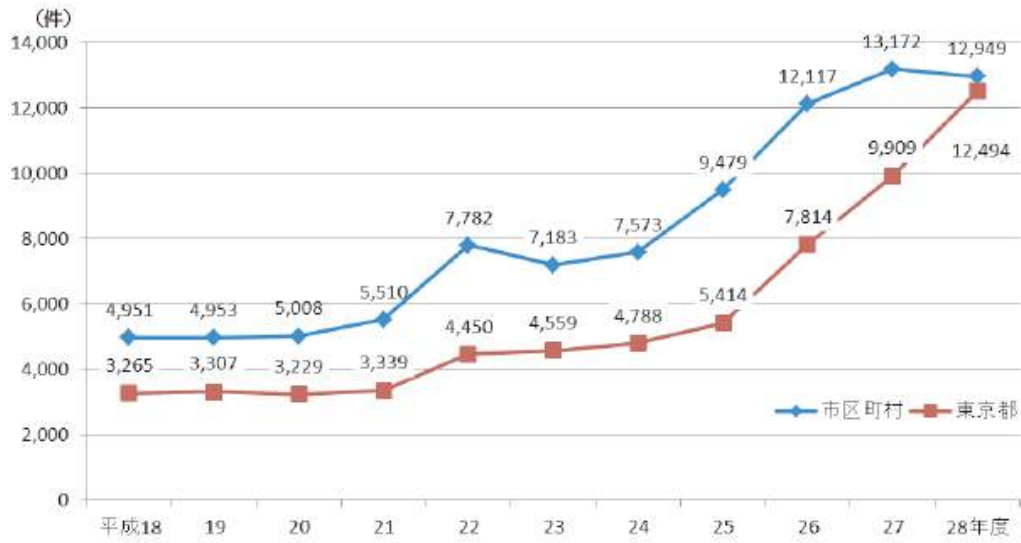


資料：東京都福祉保健局「子供の生活実態調査（小中高高校生等調査）」（平成28年度）

## イ 児童虐待

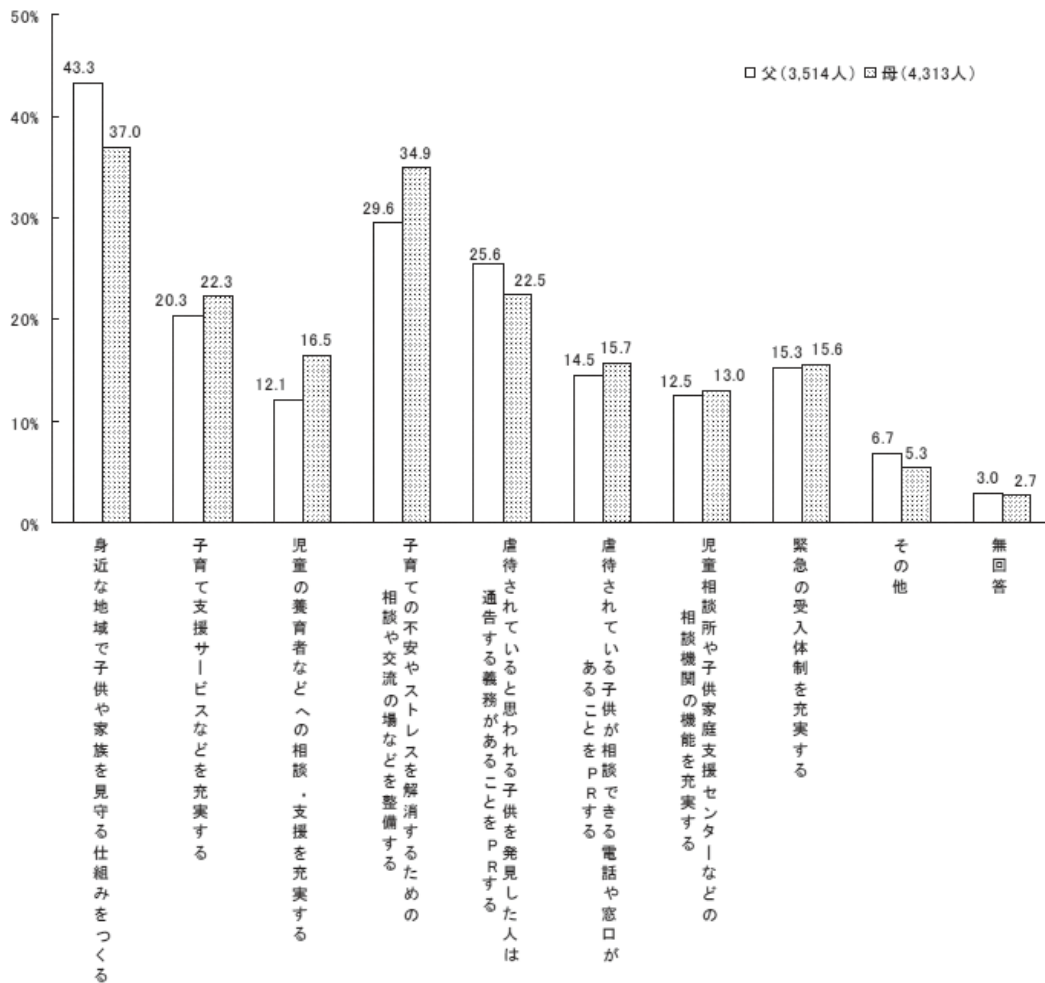
- 児童虐待相談の件数は、増加傾向にありあます。体制の強化や人材育成など児童虐待への対応力向上とともに、未然防止と早期発見の取組が求められています。また、保護者対応や子供の安全確保など、様々な場面で、子供家庭支援センター、保健所・保健センター、学校、幼稚園、保育所、医療機関、警察、児童相談所等の地域の関係機関が連携し、要保護児童対策地域協議会の機能を活用するなどして、一貫して取り組むことが重要です。

図表105 児童虐待相談の対応件数



資料：東京都福祉保健局

図表106 児童虐待を防ぐ社会的な働きかけの中で大切なこと



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）

- 児童虐待相談件数の増加に伴い、一時的な保護が必要な児童の数も増加しています。このため、一時保護所の定員数を拡充しています。また、一時保護や施設入所等により家族分離した児童が、家庭復帰をする際には、虐待の再発を防止し、親子で安定的な生活を継続させるための支援も必要です。

図表107 一時保護所・新規入所状況

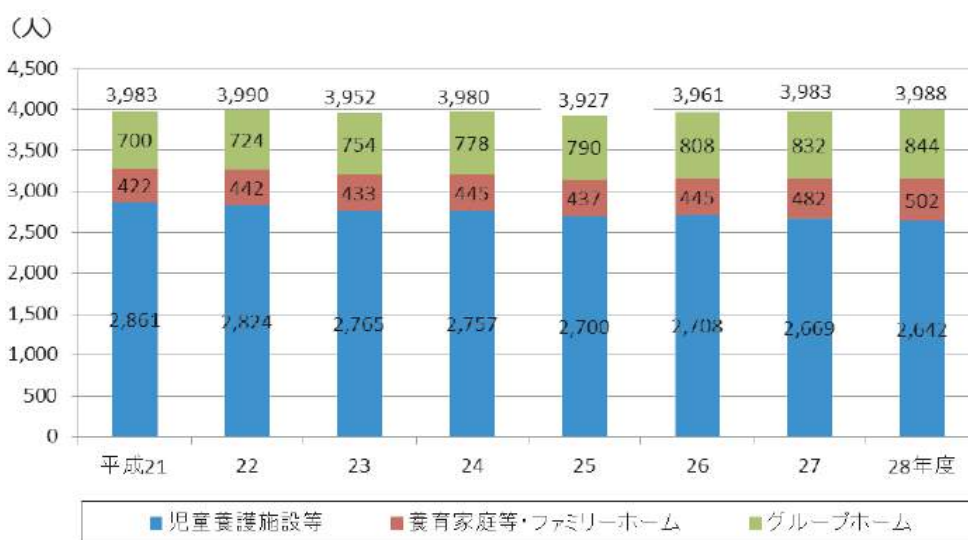


資料：東京都福祉保健局

ウ 社会的養護

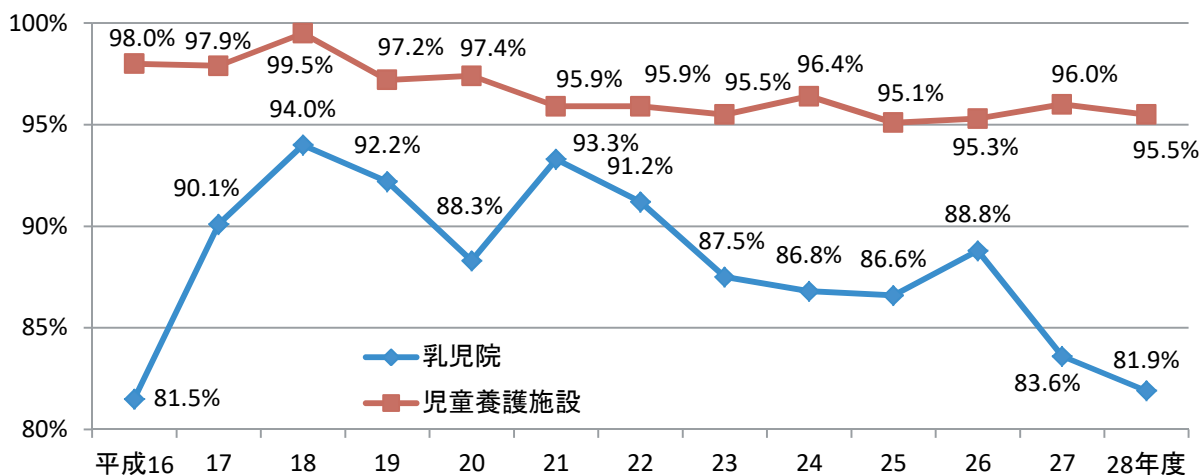
- 東京都における社会的養護を必要とする子供は、現在約4千人おり、その子供たちの多くは、児童養護施設、乳児院、養育家庭などで暮らしています。
- 児童虐待等の相談件数の増加に伴い、一時保護所に入所する児童や、その後児童養護施設や乳児院に入所する児童も増加しています。
- その結果、児童養護施設、乳児院の入所率は非常に高い割合で推移しています。

図表108 社会的児童養護数の推移（各年度3月1日現在）（東京都）



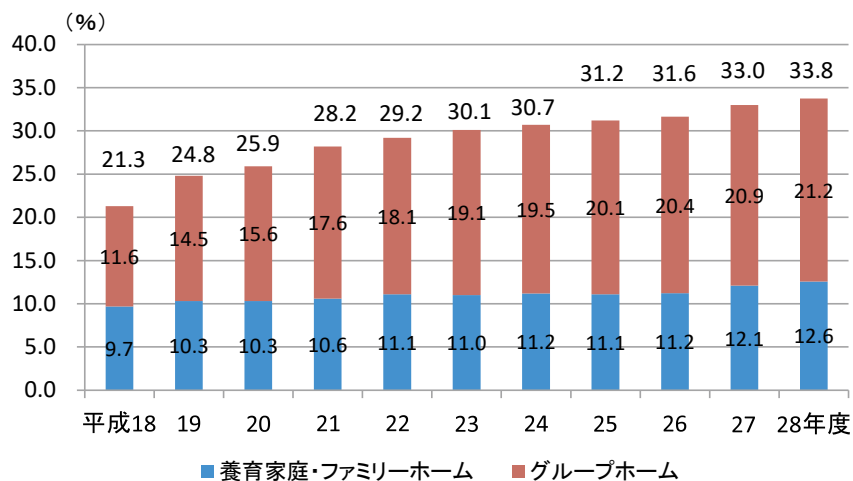
資料：東京都福祉保健局

図表109 児童養護施設・乳児院の入所状況の推移



資料：東京都福祉保健局

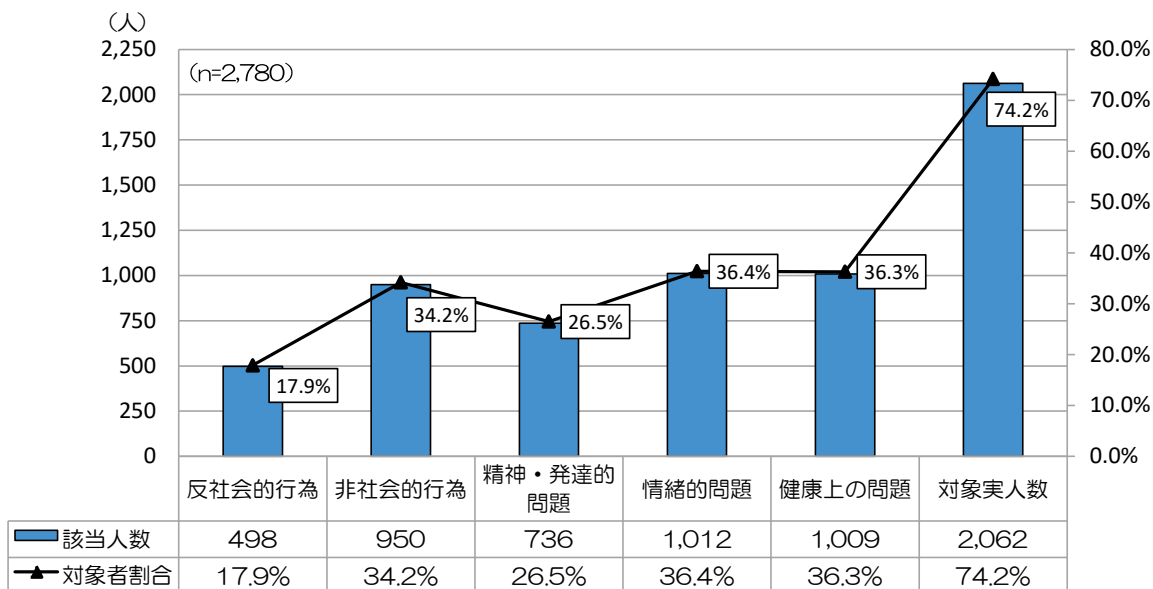
図表110 家庭的養護の割合（各年度3月1日現在）（東京都）



資料：東京都福祉保健局

- 施設等に入所している子供は、虐待等を原因として心に深い傷を受け情緒的な課題などを抱えていることも多いことから、個別的なケアや専門的なケアが求められています。

図表111 児童養護施設入所児童の状況（平成29年6月）



資料：東京都福祉保健局

- 社会的養護の下にある子供は、経済的な問題や、それまでの養育環境により学習習慣が身につけていない等による学力不足などから、自らが希望する進路に進めない場合があります。

図表112 平成29年3月卒業児童の進路状況（東京都）

	大学等	専修学校等	就職
児童養護施設入所者	22.6%	18.3%	50.0%
全高卒者	65.9%	17.6%	6.7%

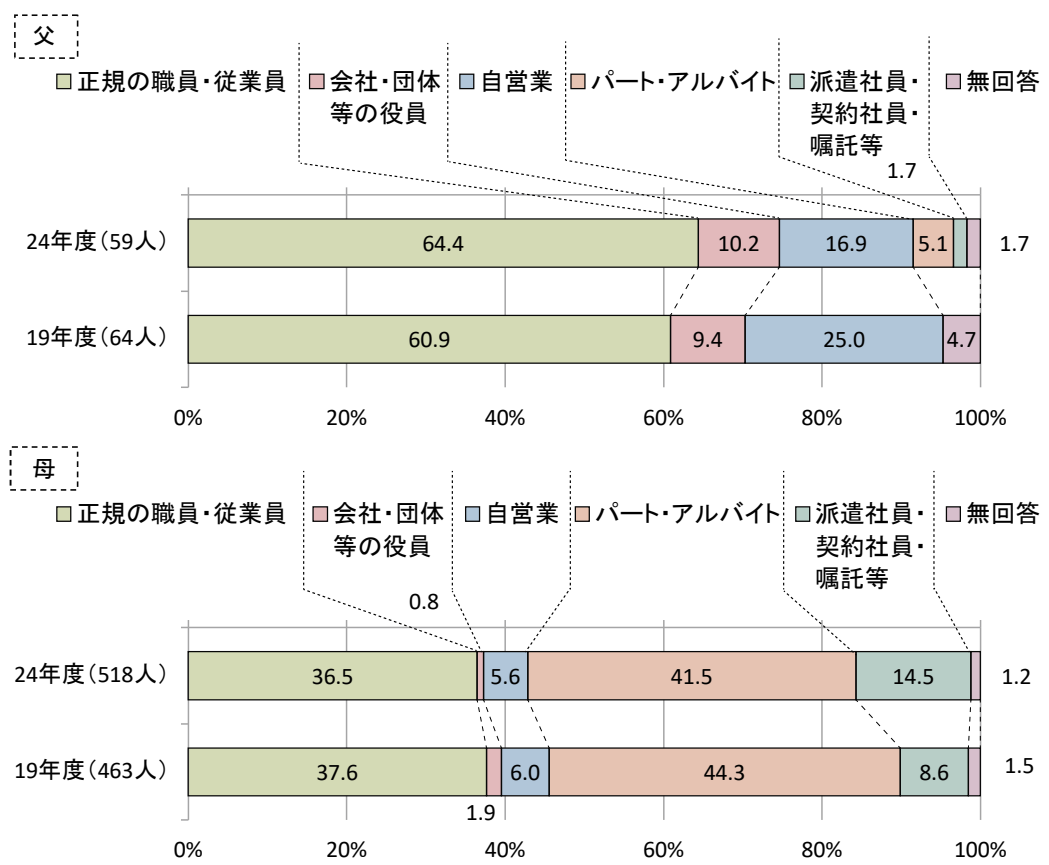
資料：児童養護施設現況調査及び学校基本調査

- また、退所後も親族等によるサポートが得にくく、就労した子供の50%以上が、1年以内に離職をしているなど、安定した生活を継続することが困難な実態があります。

### エ ひとり親世帯

- 都内のひとり親世帯は、母子世帯約159,500世帯、父子世帯約19,500世帯と推計されます。
- 平成24年に東京都が行った調査によると、ひとり親世帯になった理由は、「離婚」73.7%、「死別」9.6%、「未婚・非婚」9.3%となっています。
- ひとり親家庭の親の就労状況をみると、平成19年度に比べ平成24年度は、非正規雇用（パート・アルバイト及び派遣社員・契約社員・嘱託）の割合が増えています。

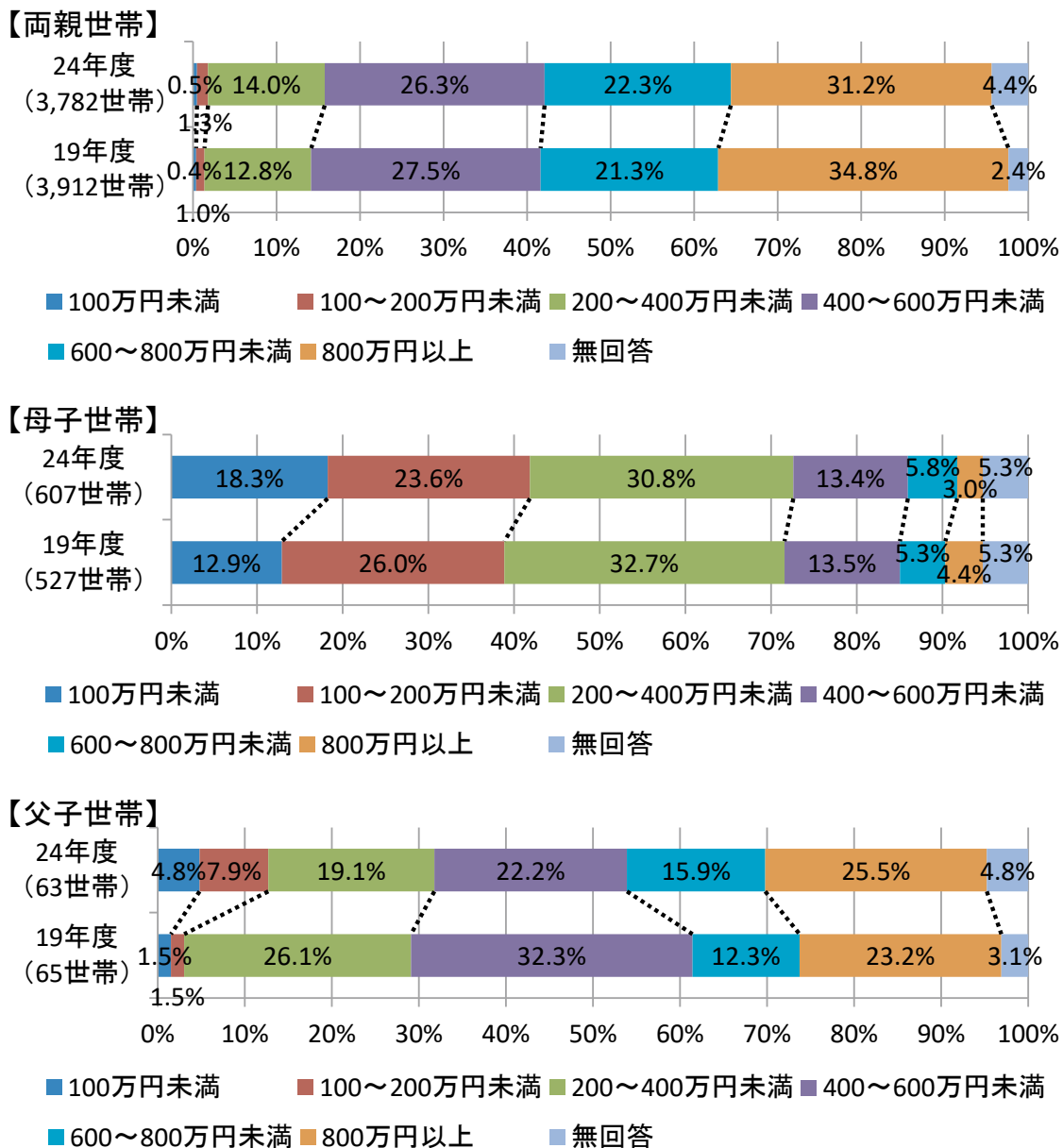
図表113 就業上の地位



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）

- 平成24年度の収入をみると、母子世帯では年収200万円未満が41.8%となっており、平成19年よりも若干割合が増加しています。父子世帯では、200万円未満は12.7%で、平成19年度の4倍以上になっています。

図表114 世帯の年間収入



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）

- ひとり親世帯で現在困っていることは、母子世帯では「家計について」72.6%、「子供の教育・進路・就職について」52.8%、父子世帯では「子供の教育・進路・就職について」70.0%、「家事について」46.7%となっています。

図表115 ひとり親世帯になって現在困っていること〔複数回答〕—母の従業上の地位別

(単位：%)

	総数	家計について	仕事について	住居について	家事について	健康について	子供の世話について	子供の教育・進路・就職について	社会的偏見（世間体）について	その他
総数	100.0 (449)	72.6	39.4	24.5	4.2	21.4	17.1	52.8	6.9	3.1
就業	100.0 (391)	73.9	37.3	24.6	4.6	19.4	17.4	52.2	6.9	3.1
自営業	100.0 (22)	86.4	36.4	27.3	-	22.7	27.3	31.8	9.1	4.5
正規の職員・従業員	100.0 (135)	64.4	23.7	20.7	8.9	16.3	25.9	49.6	11.1	2.2
会社・団体等の役員	100.0 (2)	50.0	-	100.0	50.0	-	-	50.0	-	-
パート・アルバイト	100.0 (173)	79.2	50.3	24.3	0.6	24.9	13.3	57.8	4.0	2.9
労働者派遣事業所の派遣社員	100.0 (18)	88.9	27.8	33.3	-	22.2	5.6	38.9	-	5.6
契約社員・嘱託、その他	100.0 (37)	67.6	29.7	27.0	8.1	5.4	8.1	59.5	8.1	5.4
非就業	100.0 (55)	61.8	54.5	23.6	-	36.4	16.4	56.4	7.3	3.6

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）

図表116 ひとり親世帯になって現在困っていること〔複数回答〕—父親の従業上の地位別

(単位：%)

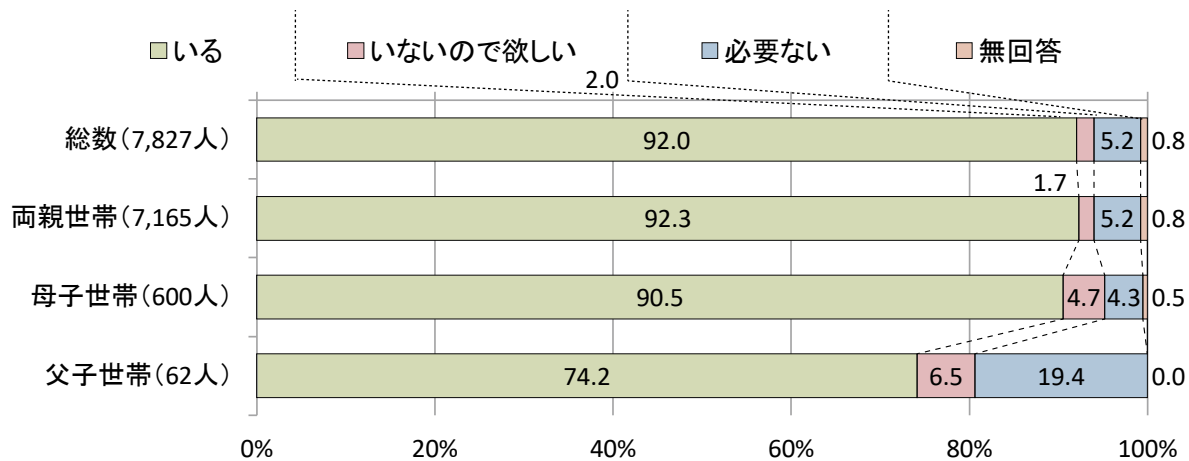
	総数	家計について	仕事について	住居について	家事について	健康について	子供の世話について	子供の教育・進路・就職について	社会的偏見（世間体）について	その他
総数	100.0 (30)	26.7	30.0	6.7	46.7	13.3	40.0	70.0	3.3	-
就業	100.0 (27)	25.9	29.6	3.7	44.4	14.8	40.7	66.7	3.7	-
自営業	100.0 (4)	25.0	50.0	-	50.0	-	-	25.0	25.0	-
正規の職員・従業員	100.0 (19)	21.1	21.1	-	47.4	10.5	57.9	78.9	-	-
会社・団体等の役員	100.0 (1)	-	-	-	100.0	100.0	-	100.0	-	-

資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）



○ 相談相手がいる割合は、両親世帯は92.3%、母子世帯は90.5%、父子世帯では74.2%となっています。

図表117 相談相手の有無—世帯類型（母子・父子世帯）別



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」（平成24年度）

## オ 障害のある子供

- 東京都内には、平成29年3月末現在、身体障害者手帳を持つ18歳未満の子供が約2.4万人、知的障害の「愛の手帳」を持つ18歳未満の子供が約1.6万人います。

図表118 障害のある子供の数（18歳未満）（東京都：平成29年3月末現在）

	総数	18歳未満	構成比
身体障害者手帳交付者数	482,656人	24,126人	5.0%
愛の手帳交付者数	85,650人	15,561人	18.2%
精神障害者保健福祉手帳所持者数	100,999人	—	—

注：精神障害者保健福祉手帳所持者数については、18歳以上、18歳未満の統計はなく、総数のみである。

資料：東京都福祉保健局 年報（福祉・衛生行政統計）

- また、全国調査によると、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」と通常の学級の担任等が回答した児童・生徒の割合は、6.5%となっています。

図表119 学習面や行動面で著しい困難を示す児童・生徒（全国）

	推定値（95%信頼区間）
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%（6.2%～6.8%）
学習面で著しい困難を示す	4.5%（4.2%～4.7%）
行動面で著しい困難を示す	3.6%（3.4%～3.9%）
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%（1.5%～1.7%）

注1：調査対象は、全国（岩手、宮城、福島を除く）の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とした。標本児童生徒数53,882人（小学校：35,982人、中学校：17,900人）

注2：「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の1つあるいは複数で著しい困難を示す場合を指し、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」、「多動性－衝動性」、あるいは「対人関係やこだわり等」について1つか複数で問題を著しく示す場合を指す。

資料：文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成24年）

- 特別支援学校生徒の卒業後の企業就労者数及び就労率は、平成22年度以降増加傾向にあり、平成28年度は、高等部を卒業した1,884人のうち、754人（40.0%）が企業就労しています。

図表120 特別支援学校高等部の就労実績

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
卒業生総数(人)	1,424	1,444	1,511	1,707	1,744	1,781	1,806	1,884
企業就労者(人)	490	490	557	643	670	694	744	754
就労率	34.4%	33.9%	36.9%	37.7%	38.4%	39.0%	41.2%	40.0%

資料：公立学校統計調査報告書「進路状況調査編」

第2章

東京の子供と家庭をめぐる状況

